

(別 紙)

新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である。）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成29年12月22日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1～第2 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2 省略) 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成<u>29</u>年分）（第1表の付表1） 2-2 人格のない社団又は財団等に課される贈与税額の計算明細書（平成<u>29</u>年分）（第1表の付表2） 2-3 平成<u>29</u>年分贈与税の申告書（第1表の2） (2-4 省略) 2-5 平成<u>29</u>年分贈与税の申告書（第1表の3） (2-6～7 省略) 7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）<u>〔暦年課税〕</u> (7-2 省略) <u>7-2-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕</u> <u>7-2-2 同（別表）</u> (7-3～7-4 同左) <u>7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書</u> 8 平成<u>29</u>年分贈与税の修正申告書（第3表） (9 省略) 9-1 平成<u>29</u>年分の贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表） (9-2～28 省略) 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～33-1 省略) 34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 (35～54 省略)	目 次 (注) 簿書様式は、<u>平成29年4月1日</u>現在の法令に基づくものである。 (第1～第2 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～2 同左) 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成<u>28</u>年分）（第1表の付表1） 2-2 人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成<u>28</u>年分）（第1表の付表2） 2-3 平成<u>28</u>年分贈与税の申告書（第1表の2） (2-4 同左) 2-5 平成<u>28</u>年分贈与税の申告書（第1表の3） (2-6～7 同左) 7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税） (7-2 同左) <u>（新規）</u> <u>（新規）</u> (7-3～7-4 同左) <u>（新規）</u> 8 平成<u>28</u>年分贈与税の修正申告書（第3表） (9 同左) 9-1 平成<u>28</u>年分の贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表） (9-2～28 同左) 第4 譲 渡 所 得 関 係 (1～33-1 同左) 34 <u>恒久的施設を有しない外国組合員</u>の課税所得の特例に関する届出書 (35～54 同左)

(第5～第7 省略)

第8 納 税 猶 予 関 係

(1～105-3 省略)

105-4 租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

(106～114 省略)

114-1 経営困難時における経営委託に関する届出書

(115～120 省略)

(第9～第11 省略)

(第5～第7 同左)

第8 納 税 猶 予 関 係

(1～105-3 同左)

(新規)

(106～114 同左)

(新規)

(115～120 同左)

(第9～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
39 土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）	様式1のとおりとする。
40 同（第2表）	様式2のとおりとする。
41 土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表	様式3のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成 年分贈与税の申告書（第1表）	様式4のとおりとする。
2 同（控用）	様式5のとおりとする。
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成29年分）（第1表の付表1）	様式6のとおりとする。
2-2 人格のない社団又は財団等に課される贈与税額の計算明細書（平成29年分）（第1表の付表2）	様式7のとおりとする。
2-3 平成29年分贈与税の申告書（第1表の2）	様式8のとおりとする。
2-4 同（控用）	様式9のとおりとする。
2-5 平成29年分贈与税の申告書（第1表の3）	様式10のとおりとする。
2-6 同（控用）	様式11のとおりとする。
3 平成 年分贈与税の申告書（第2表）	様式12のとおりとする。
4 同（控用）	様式13のとおりとする。
7-1 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕	様式14のとおりとする。
7-2 同（別表）	様式15のとおりとする。
7-3 株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕	様式16のとおりとする。（新規）
7-4 同（別表）	様式17のとおりとする。（新規）
7-5 医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書	様式18のとおりとする。（新規）
8 平成29年分贈与税の修正申告書（第3表）	様式19のとおりとする。
9 同（控用）	様式20のとおりとする。
9-1 平成29年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）	様式21のとおりとする。
9-2 同（控用）	様式22のとおりとする。
18-2 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の二）（通知用）	様式23のとおりとする。
18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）	様式24のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換（代替）資産の明細書 3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書 18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書 21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5用】 32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書（平成__年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】 34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 36 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書（平成26年4月1日以後贈与用） 37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書） 38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書 39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書 40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書 42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書 45 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予__付表（2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合） 46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表（2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合）	様式25のとおりとする。 様式26のとおりとする。 様式27のとおりとする。 様式28のとおりとする。 様式29のとおりとする。 様式30のとおりとする。 様式31のとおりとする。 様式32のとおりとする。 様式33のとおりとする。 様式34のとおりとする。 様式35のとおりとする。 様式36のとおりとする。 様式37のとおりとする。 様式38のとおりとする。 様式39のとおりとする。 様式40のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
105-4 租税特別措置法第70条の7第30項（第3号・第4号）・第70条の7の2第31項（第3号・第4号）・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書 114-1 経営困難時における経営委託に関する届出書	様式41のとおりとする。（新規） 様式42のとおりとする。（新規）

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5-1 _____税の更正の請求書（次 葉）（贈与税一付表2） 5-2 同（次 葉）（贈与税一付表3）	様式43のとおりとする。 様式44のとおりとする。

次表の「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。

様式	1
----	---

[illegible]

改正後

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\frac{\text{(該当地積)}}{\text{(総地積)}} \times 0.7 \right) \times \frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$	(自用地の評価額) 円	M
都市計画道路城下内にある宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 × 0. (補正率)	(自用地の評価額) 円	N
大規模工業用地等	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) 円 × (地積) ㎡ × (地積が20万㎡以上の場合は0.95)	円	O
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) $\left(\frac{1 \text{ ㎡当たり}}{\text{の造成費}} \right)$ (地積) 円 × (地積) ㎡ × 0.6 - (円 × ㎡)	円	P
利用区分	算 式	総 額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	Q
貸家建付地	(自用地の評価額又はS) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × 0. × $\frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$)	円	R
（自得的な土地）	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	S
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.)	円	T
貸借家地建付権	(T, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × $\frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$)	円	U
転貸借地権	(T, AAのうちの該当記号) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	V
転借権	(T, U, AAのうちの該当記号) (借地権割合) 円 × 0.)	円	W
借有する人権の利権	(T, W, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃借割合) 円 × 0. × $\frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$	円	X
（ ）権	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.)	円	Y
権利が場競合の場合の権利とする場	(Q, Sのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	Z
他競合の権利とする場	(T, Yのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AA
備考			

(注) 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合には、備考欄等で計算してください。

(資4-25-2-A4統一)

改正前

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第2表）

広大地の評価額	(正面路線価) 円 × $\left(\frac{\text{(広大地補正率)} \times \text{地積} \left(\frac{\text{㎡}}{1,000 \text{ ㎡}} \right) \times \text{地積}}{0.6 - 0.05 \times \frac{\text{地積}}{1,000 \text{ ㎡}}} \right) \times \text{地積}$	(自用地の評価額) 円	L
セットバックを必要とする宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 - $\left(\frac{\text{(該当地積)}}{\text{(総地積)}} \times 0.7 \right) \times \frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$	(自用地の評価額) 円	M
都市計画道路城下内にある宅地の評価額	(自用地の評価額) 円 × 0. (補正率)	(自用地の評価額) 円	N
大規模工業用地等	○ 大規模工場用地等 (正面路線価) 円 × (地積) ㎡ × (地積が20万㎡以上の場合は0.95)	円	O
	○ ゴルフ場用地等 (宅地とした場合の価額) (地積) $\left(\frac{1 \text{ ㎡当たり}}{\text{の造成費}} \right)$ (地積) 円 × (地積) ㎡ × 0.6 - (円 × ㎡)	円	P
利用区分	算 式	総 額	記号
貸宅地	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	Q
貸家建付地	(自用地の評価額又はS) (借地権割合) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × 0. × $\frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$)	円	R
（自得的な土地）	(自用地の評価額) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	S
借地権	(自用地の評価額) (借地権割合) 円 × 0.)	円	T
貸借家地建付権	(T, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃貸割合) 円 × (1 - 0. × $\frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$)	円	U
転貸借地権	(T, AAのうちの該当記号) (借地権割合) 円 × (1 - 0.)	円	V
転借権	(T, U, AAのうちの該当記号) (借地権割合) 円 × 0.)	円	W
借有する人権の利権	(T, W, AAのうちの該当記号) (借家権割合) (賃借割合) 円 × 0. × $\frac{\text{㎡}}{\text{㎡}}$	円	X
（ ）権	(自用地の評価額) (割合) 円 × 0.)	円	Y
権利が場競合の場合の権利とする場	(Q, Sのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	Z
他競合の権利とする場	(T, Yのうちの該当記号) (割合) 円 × (1 - 0.)	円	AA
備考			

(注) 1 区分地上権と区分地上権に準ずる地役権とが競合する場合には、備考欄等で計算してください。

2 「広大地の評価額」と「セットバックを必要とする宅地の評価額」は重複して適用できません。

(資4-25-2-A4統一)

改正後

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成30年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6≦8≦	0.94	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8≦10≦	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10≦12≦	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12≦14≦	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14≦16≦	0.92	1.00				0.98	0.98
16≦20≦	0.93					0.99	0.99
20≦24≦	0.94					1.00	1.00
24≦28≦	0.95					0.97	
28≦32≦	0.96		0.98			0.95	
32≦36≦	0.97		0.96	0.97	0.93		
36≦40≦	0.98		0.94	0.95	0.92		
40≦44≦	0.99		0.92	0.93	0.91		
44≦48≦	1.00		0.90	0.91	0.90		
48≦52≦		0.99	0.88	0.89	0.89		
52≦56≦		0.98	0.87	0.88	0.88		
56≦60≦		0.97	0.86	0.87	0.87		
60≦64≦		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64≦68≦		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68≦72≦		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72≦76≦		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76≦80≦		0.92	0.81	0.82			
80≦84≦		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84≦88≦		0.88		0.80			
88≦92≦		0.86			0.81	0.90	
92≦96≦		0.84					
96≦100≦	0.97	0.82					
100≦	0.95	0.80			0.99		

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6≦8≦	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8≦10≦	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10≦16≦	0.97					1.00	0.97
16≦22≦	0.98						0.98
22≦28≦	0.99						0.99
28≦	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3≦4≦			0.99		0.96	0.99	
4≦5≦			0.98		0.94	0.98	
5≦6≦			0.96		0.92	0.96	
6≦7≦			0.94		0.90	0.94	
7≦8≦			0.92			0.92	
8≦			0.90			0.90	

② 側方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.07
高度商業・繁華街	0.10
普通商業・併用住宅	0.08
普通住宅、中小工場	0.03
大工場	0.02

③ 二方路線影響加算率表

地区区分	加算率
ビル街	0.03
高度商業・繁華街	0.07
普通商業・併用住宅	0.05
普通住宅、中小工場	0.02
大工場	0.02

④ 不整形地補正率を算定する際の地積区分表

増徴区分	A	B	C
高度商業	1,000㎡未満	1,000㎡以上 1,500㎡未満	1,500㎡以上
繁華街	450㎡未満	450㎡以上 700㎡未満	700㎡以上
普通商業・併用住宅	650㎡未満	650㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上
普通住宅	500㎡未満	500㎡以上 750㎡未満	750㎡以上
中小工場	3,500㎡未満	3,500㎡以上 5,000㎡未満	5,000㎡以上

⑤ 不整形地補正率表

地区区分 増徴 割合	高度商業・繁華街・ 普通商業・併用住宅、中小工場	普通住宅
10%以上	0.99	0.98
15%≦	0.98	0.96
20%≦	0.97	0.94
25%≦	0.96	0.92
30%≦	0.94	0.90
35%≦	0.92	0.88
40%≦	0.90	0.85
45%≦	0.87	0.82
50%≦	0.84	0.79
55%≦	0.80	0.75
60%≦	0.76	0.73
65%≦	0.70	0.65

⑥ かけ地補正率表

かけ地の方位 5%増徴 総地積	南	東	西	北
0.10以上	0.96	0.95	0.94	0.93
0.20≦	0.92	0.91	0.90	0.88
0.30≦	0.88	0.87	0.86	0.83
0.40≦	0.85	0.84	0.82	0.78
0.50≦	0.82	0.81	0.78	0.73
0.60≦	0.79	0.77	0.74	0.68
0.70≦	0.76	0.74	0.70	0.63
0.80≦	0.73	0.70	0.66	0.58
0.90≦	0.70	0.65	0.60	0.53

⑦ 規模格差補正率を算定する際の表

地区区分 増徴率	普通商業・併用住宅 普通住宅
500以上1,000未満	0.95
1,000≦3,000≦	0.90
3,000≦5,000≦	0.85
5,000≦	0.80

(資4-85-A4続-)

改正前

土地及び土地の上に存する権利の評価についての調整率表（平成19年分以降用）

① 奥行価格補正率表

地区区分 奥行距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	0.80	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上6未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6≦8≦	0.94	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8≦10≦	0.88	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10≦12≦	0.90	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12≦14≦	0.91	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14≦16≦	0.92	1.00				0.98	0.98
16≦20≦	0.93					0.99	0.99
20≦24≦	0.94					1.00	1.00
24≦28≦	0.95					0.99	
28≦32≦	0.96		0.98		0.98		
32≦36≦	0.97		0.96	0.98	0.96		
36≦40≦	0.98		0.94	0.96	0.94		
40≦44≦	0.99		0.92	0.94	0.92		
44≦48≦	1.00		0.90	0.92	0.91		
48≦52≦		0.99	0.88	0.90	0.90		
52≦56≦		0.98	0.87	0.88	0.88		
56≦60≦		0.97	0.86	0.87	0.87		
60≦64≦		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64≦68≦		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68≦72≦		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72≦76≦		0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76≦80≦		0.92	0.81	0.82			
80≦84≦		0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84≦88≦		0.88		0.80			
88≦92≦		0.86			0.81	0.90	
92≦96≦	0.99	0.84					
96≦100≦	0.97	0.82					
100≦	0.95	0.80			0.80		

⑥ 間口狭小補正率表

地区区分 間口距離m	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
4未満	—	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	—	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6≦8≦	—	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8≦10≦	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10≦16≦	0.97					1.00	0.97
16≦22≦	0.98						0.98
22≦28≦	0.99						0.99
28≦	1.00						1.00

⑦ 奥行長大補正率表

地区区分 奥行距離 間口距離	ビル街	高度商業	繁華街	普通商業・ 併用住宅	普通住宅	中小工場	大工場
2以上3未満	1.00		1.00		0.98	1.00	1.00
3≦4≦			0.99		0.96	0.99	
4≦5≦			0.98		0.94	0.98	
5≦6≦			0.96		0.92	0.96	
6≦7≦			0.94		0.90	0.94	
7≦8≦			0.92			0.92	
8≦			0.90			0.90	

(資4-85-A4続-)

改正前

[illegible]

改正後

[illegible]

改正前

[illegible]

改正後

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A－B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

A 6,000,000円－B 1,100,000円＝C 4,900,000円
C 4,900,000円×20％(特例税率)＝300,000円(控除額)
＝D 680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10％	15％	20％	30％	40％	45％	50％	55％
控除額(特例税率)	－	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください＞「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを確認する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署者を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額 (申告書第一表の④の金額)	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A－B－C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合

(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

A 14,000,000円－B 10,000,000円－C 1,100,000円
＝D 2,900,000円
D 2,900,000円×15％(一般税率)＝100,000円(控除額)
＝E 335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10％	15％	20％	30％	40％	45％	50％	55％
控除額(一般税率)	－	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A＋B－C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【D－E】 (申告書第一表の⑤の金額)	F	13,900,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 特例贈与財産に対応する税額【G×A／D】	G	3,660,000円
Hの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 一般贈与財産に対応する税額【I×(B－C)／D】	H	1,220,000円
税額 (G＋H) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・H)について、それぞれ(1)及び(2)のたとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及びF欄の計算)

D 13,900,000円×40％(特例税率)＝1,900,000円(控除額)
＝G 3,660,000円
G 3,660,000円×(A 5,000,000円／D 15,000,000円)
＝H 1,220,000円

(2) 一般贈与財産に対応する税額(H)及びF欄の計算)

D 13,900,000円×45％(一般税率)＝1,750,000円(控除額)
＝I 4,505,000円
I 4,505,000円×{(B 10,000,000円－C 0円)／D 15,000,000円}
＝J 3,003,333円

(3) 贈与税額の計算(K欄の計算)

H 1,220,000円＋J 3,003,333円＝K 4,223,333円

改正前

贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A－B】	C	4,900,000円
Cに対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額の合計額(A)から基礎控除額(B)を控除した課税価格(C)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を計算します。

A 6,000,000円－B 1,100,000円＝C 4,900,000円
C 4,900,000円×20％(特例税率)＝300,000円(控除額)
＝D 680,000円

【速算表(特例贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	45,000千円以下	45,000千円超
特例税率	10％	15％	20％	30％	40％	45％	50％	55％
控除額(特例税率)	－	100千円	300千円	900千円	1,900千円	2,650千円	4,150千円	6,400千円

＜ご注意ください＞「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、贈与により財産を取得した人の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系尊属に該当することを確認する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署者を記入し、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
①「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
②「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(1,100千円)を差し引いた後の課税価格が3,000千円を超えるとき
※「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、基礎控除額(1,100千円)と配偶者控除額を差し引いた後の課税価格となります。

2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額 (申告書第一表の④の金額)	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格【A－B－C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産 14,000,000円を取得した場合

(配偶者控除 10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(B)及び基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与財産用)】を使用して税額(E)を計算します。

A 14,000,000円－B 10,000,000円－C 1,100,000円
＝D 2,900,000円
D 2,900,000円×15％(一般税率)＝100,000円(控除額)
＝E 335,000円

【速算表(一般贈与財産用)】

基礎控除後の課税価格	2,000千円以下	3,000千円以下	4,000千円以下	6,000千円以下	10,000千円以下	15,000千円以下	30,000千円以下	30,000千円超
一般税率	10％	15％	20％	30％	40％	45％	50％	55％
控除額(一般税率)	－	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	B	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A＋B－C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【D－E】 (申告書第一表の⑤の金額)	F	13,900,000円
Fの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 特例贈与財産に対応する税額【G×A／D】	G	3,660,000円
Hの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 一般贈与財産に対応する税額【I×(B－C)／D】	H	1,220,000円
税額 (G＋H) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産 5,000,000円及び一般贈与財産 10,000,000円を取得した場合

特例贈与財産の価額(A)と一般贈与財産の価額(B)の合計額(D)から基礎控除額(E)を控除した課税価格(F)に【速算表(特例贈与財産用)】及び【速算表(一般贈与財産用)】を使用して計算した税額(G・H)について、それぞれ(1)及び(2)のたとおり按分計算し、その合計額(K)を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額(G)及びF欄の計算)

D 13,900,000円×40％(特例税率)＝1,900,000円(控除額)
＝G 3,660,000円
G 3,660,000円×(A 5,000,000円／D 15,000,000円)
＝H 1,220,000円

(2) 一般贈与財産に対応する税額(H)及びF欄の計算)

D 13,900,000円×45％(一般税率)＝1,750,000円(控除額)
＝I 4,505,000円
I 4,505,000円×{(B 10,000,000円－C 0円)／D 15,000,000円}
＝J 3,003,333円

(3) 贈与税額の計算(K欄の計算)

H 1,220,000円＋J 3,003,333円＝K 4,223,333円

改正後

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 29 年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()	
1 委託者													
住所		氏名 (フリガナ)		生年 月 日		年 月 日		明治1、大正2、昭和3、平成4					
2 信託の明細													
番号		信託の名称		所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）				贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）					
1													
2													
3													
3 信託に関する権利の明細													
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍 数	財産の価額 円	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額 円					
信託に関する権利の価額の合計額等								①		②			
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額								③					
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。													
4 贈与税額等の計算													
④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)		⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額		⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)		⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥－②)		⑧ 控除する法人税等に相当する額 (⑩欄の金額)		⑨ 差引税額 (⑦－⑧)			
円		円		円		円		円		円			
(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑥欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑩欄の金額）を記入します。 3 ⑦欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑧欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑩欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑩欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑩欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。													
5 控除する法人税等に相当する額の計算													
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算													
⑪ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)		⑫ ⑪欄の金額に基づく事業税の額		⑬ ⑪欄の金額に基づく地方法人特別税の額		⑭ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑪－⑫－⑬)		⑮ ⑮欄の金額に基づく法人税の額					
円		円		円		円		円					
⑯ ⑮欄の金額に基づく事業税の額		⑰ ⑮欄の金額に基づく地方法人特別税の額		⑱ ⑮欄の金額に基づく地方法人税の額		⑲ ⑮欄の金額に基づく道府県民税の額		⑳ ⑮欄の金額に基づく市町村民税の額		㉑ 法人税等に相当する額 (⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑)			
円		円		円		円		円		円			
(注) 1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑬欄及び⑭欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑮欄は、⑮欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑯欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑰欄及び⑱欄は、⑰欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。													

第一表の付表一（平成29年分用）

改正前

受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 28 年分）

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()	
1 委託者													
住所		氏名 (フリガナ)		生年 月 日		年 月 日		明治1、大正2、昭和3、平成4					
2 信託の明細													
番号		信託の名称		所在地（信託の受託者が2以上である場合は、他の受託者の名称又は氏名も記入してください。）				贈与者の氏名、住所（相続税法第9条の4第2項の規定の適用がある場合に限ります。）					
1													
2													
3													
3 信託に関する権利の明細													
番号	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍 数	財産の価額 円	あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額 円					
信託に関する権利の価額の合計額等								①		②			
上記信託に対する外国税額控除前の贈与税額								③					
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「2 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 「財産の価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。 3 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。													
4 贈与税額等の計算													
④ 信託に関する権利の価額の合計額 (①欄の金額)		⑤ ④欄の金額のうちあなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額		⑥ 贈与税の額 (③×⑤÷④)		⑦ 外国税額控除後の贈与税額 (⑥－②)		⑧ 控除する法人税等に相当する額 (⑩欄の金額)		⑨ 差引税額 (⑦－⑧)			
円		円		円		円		円		円			
(注) 1 ⑤欄は、上記3の各信託のうち、あなたが受託した信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 2 ⑥欄は、「5 控除する法人税等に相当する額の計算」により算出した控除する法人税等に相当する額（⑩欄の金額）を記入します。 3 ⑦欄の金額（⑦－⑧）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 4 ⑧欄の金額を贈与税の申告書第一表の⑩欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の⑩欄の合計額を贈与税の申告書第一表の⑩欄に転記します。 5 信託の受託者が1人の場合には、④欄と⑤欄の額は、同じになります。													
5 控除する法人税等に相当する額の計算													
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算													
⑪ あなたが受託した信託に関する権利の価額の合計額 (⑤欄の金額)		⑫ ⑪欄の金額に基づく事業税の額		⑬ ⑪欄の金額に基づく地方法人特別税の額		⑭ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (⑪－⑫－⑬)		⑮ ⑮欄の金額に基づく法人税の額					
円		円		円		円		円					
⑯ ⑮欄の金額に基づく事業税の額		⑰ ⑮欄の金額に基づく地方法人特別税の額		⑱ ⑮欄の金額に基づく地方法人税の額		⑲ ⑮欄の金額に基づく道府県民税の額		⑳ ⑮欄の金額に基づく市町村民税の額		㉑ 法人税等に相当する額 (⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑)			
円		円		円		円		円		円			
(注) 1 ⑪欄及び⑫欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑬欄及び⑭欄は、それぞれ④欄及び⑤欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑮欄は、⑮欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑯欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 5 ⑰欄及び⑱欄は、⑰欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。													

第一表の付表一（平成28年分用）

改正後

6 信託財産責任負担債務の額の計算					
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑤ ⑥の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額	⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額(②ー③ー④)	
円	円	円	円	円	円
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑧ ⑤の価額に基づく地方法人税の額	⑨ ⑤の金額に基づく地方法人税の額	⑩ ⑤の金額に基づく道府県民税の額	⑪ ⑤の金額に基づく市町村民税の額	円
円	円	円	円	円	円
⑫ 法人税等に相当する額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑬ (①ー⑫)の金額			
円		円			
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ⑫欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑮÷⑭)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑥ー⑱)
	円	円	円	円	円
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑯欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 7 ⑯欄及び⑱欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 8 ⑯欄の金額(①ー⑫)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 10 ⑱欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 11 ⑱欄の金額(⑥ー⑱)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。					

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次より記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正前

6 信託財産責任負担債務の額の計算					
① 信託に対する贈与税額 (表面③欄の金額)	法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算				⑤ ⑥の価額に基づく法人税の額
	② 信託に関する権利の合計額(表面①欄の金額)	③ ②の価額に基づく事業税の額	④ ②の価額に基づく地方法人特別税の額	⑤ 法人税及び事業税等の基となる価額(②ー③ー④)	
円	円	円	円	円	円
⑦ ⑤の価額に基づく事業税の額	⑧ ⑤の価額に基づく地方法人税の額	⑨ ⑤の金額に基づく地方法人税の額	⑩ ⑤の金額に基づく道府県民税の額	⑪ ⑤の金額に基づく市町村民税の額	円
円	円	円	円	円	円
⑫ 法人税等に相当する額(⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)		⑬ (①ー⑫)の金額			
円		円			
番号	⑭ 上記②欄の金額	⑮ ⑫欄の金額のうちあなたが受託した各信託の価額の合計額	⑯ (⑬×⑮÷⑭)の金額	⑰ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑱ 信託財産責任負担債務の額(⑥ー⑱)
	円	円	円	円	円
(注) 1 この欄は、委託者について2以上の受益者等が存しない信託に関する権利に係る贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます)。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の表面「2 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ⑮欄及び⑱欄は、それぞれ⑮欄及び⑱欄の価額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 5 ⑯欄は、⑯欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 6 ⑯欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 7 ⑯欄及び⑱欄は、⑯欄の法人税の額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税の額」を記入します。 8 ⑯欄の金額(①ー⑫)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 9 ⑯欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。 10 ⑱欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 11 ⑱欄の金額(⑥ー⑱)がマイナスとなるときは「0」と記入します。 12 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。					

書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次より記入してください。

- 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです)のほか、この明細書を提出する受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。
なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。
また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。
- 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。
なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。
- 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算します。
作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑩」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成される場合には、各明細書の表面「⑩」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。
- 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

改正後

人格のない社団又は財団等に課される贈与税額の計算明細書（平成 29 年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団等が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										贈与者の氏名			
1 贈与により取得した財産の明細等										人格のない社団又は財団等の名称 (法人整理番号)		()	
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍率	財産の価額		外国税額控除額				
1							円		円				
2													
3													
4													
5													
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。						合計額	①	②					
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額								③	④				
基礎控除後の課税価格に対する税額 〔①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切り捨てます。)(に対し、申告書第一表(控除)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額〕										⑤	円		
2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算													
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(③の金額)				⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額		⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)					
円				円		円		円					
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑧)				⑪ ⑩の価額に基づく法人税の所得割の額		⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額		⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額					
円				円		円		円					
⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額				⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑰ 法人税等に相当する額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					
円				円		円		円					
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算													
⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③÷①-④)						⑲ 法人税等に相当する額(⑱の金額)		⑳ 限度額(⑱の金額と㉑の金額とのうちいずれか少ない方の金額)					
円						円		円					
4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算													
㉒ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)				㉓ 外国税額控除額(②の金額)		㉔ 控除する法人税等に相当する額(⑱の金額)		㉕ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(㉒-㉓-㉔)					
円				円		円		円					

改正前

人格のない社団又は財団に課される贈与税額の計算明細書（平成 28 年分）

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が贈与税の申告書を提出する場合に、贈与者ごとに作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										贈与者の氏名			
1 贈与により取得した財産の明細等										人格のない社団又は財団の名称 (法人整理番号)		()	
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍率	財産の価額		外国税額控除額				
1							円		円				
2													
3													
4													
5													
贈与により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。						合計額	①	②					
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額及び外国税額控除額の合計額								③	④				
基礎控除後の課税価格に対する税額 〔①の金額から1,100千円を控除した金額(千円未満は切り捨てます。)(に対し、申告書第一表(控除)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率により計算した金額〕										⑤	円		
2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算													
⑥ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産の価額の合計額(③の金額)				⑦ ⑥の価額に基づく事業税の所得割の額		⑧ ⑥の価額に基づく地方法人特別税の額		⑨ 翌期控除事業税等相当額(⑦+⑧)					
円				円		円		円					
⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑥-⑧)				⑪ ⑩の価額に基づく法人税の所得割の額		⑫ ⑩の価額に基づく事業税の所得割の額		⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額					
円				円		円		円					
⑭ ⑪の金額に基づく地方法人税の額				⑮ ⑪の金額に基づく道府県民税の法人税割の額		⑯ ⑪の金額に基づく市町村民税の法人税割の額		⑰ 法人税等に相当する額(⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					
円				円		円		円					
3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算													
⑱ 法人税法の規定により益金の額に算入される贈与により取得した財産に対応する差引税額(⑤×③÷①-④)						⑲ 法人税等に相当する額(⑱の金額)		⑳ 限度額(⑱の金額と㉑の金額とのうちいずれか少ない方の金額)					
円						円		円					
4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算													
㉒ 基礎控除後の課税価格に対する税額(⑤の金額)				㉓ 外国税額控除額(②の金額)		㉔ 控除する法人税等に相当する額(⑱の金額)		㉕ 差引税額の合計額(納付すべき税額)(㉒-㉓-㉔)					
円				円		円		円					

第一表の付表二（平成29年分用）

第一表の付表二（平成28年分用）

改正後	改正前
書きかた等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団等（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。 人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。 1 「人格のない社団又は財団等の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。 (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。 (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。 (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (4) 「⑭」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 (5) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。 「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。	書きかた等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。 人格のない社団等に対し贈与を行った者が 2 人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。 (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入してください。 (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第 21 条の 8 に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額を記入します。 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額（③の金額）を記入します。 (2) 「⑦」及び「⑧」欄は、「⑥」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」、「⑫」及び「⑬」欄には、「⑩」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」、地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (4) 「⑭」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。 (5) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑪」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 差引税額の合計額（納付すべき税額）の計算」では、差引税額の合計額（納付すべき税額）を計算します。 「㉔」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「㉔」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。

改正後

平成 2 9 年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F D 4 7 4 3

		税 務 署 へ 印		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。					
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)					
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日 ○フリガナの欄は「1」や横線なし。姓と名の欄は一字型で記入してください		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住 所				平成 年 月 日
	フリガナ				
	氏 名		(添付書類) 父 母 祖父母 上記以外 1 2 3 4 5 ※別紙に記入して下さい		平成 年 月 日
	全額 月日				
	↑ 理由①大正②昭和③平成④		住宅取得等資金の合計額		30
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者と続柄・生年月日 ○フリガナの欄は「1」や横線なし。姓と名の欄は一字型で記入してください		取得した財産の所在場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
	住 所				平成 年 月 日
	フリガナ				
	氏 名		(添付書類) 父 母 祖父母 上記以外 1 2 3 4 5 ※別紙に記入して下さい		平成 年 月 日
全額 月日					
↑ 理由①大正②昭和③平成④		住宅取得等資金の合計額		31	
非課税限度額の計算 所得割等の額の算出 要文を参照し記載	住宅資金非課税 新築・取得・増改築等に係る契約年月日		平成 年 月 日	32	
	限度額(注2)		平成27年分又は28年分の贈与と申告で非課税の適用を受けた金額(注3)		33
	住宅資金非課税限度額の残額(㉔-㉓)				34
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額				36
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額				37
	非課税の適用を受ける金額の合計額(㉑+㉒) (34の金額を限度とします。)				38
	㉑のうち課税価格に算入される金額(㉑-㉔) (㉑に係る贈与者の「財産の価額」欄(中古書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)				39
	㉒のうち課税価格に算入される金額(㉒-㉔) (㉒に係る贈与者の「財産の価額」欄(中古書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)				40

第一表の二（平成29年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分又は28年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成30年3月15日
種類	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※ 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

(注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額について③欄への記入は不要です。

*	税務署整理欄	整理番号								名簿							確認		
---	--------	------	--	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--	--	--	----	--	--

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一) (平29,10)

改正前

平成28年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

F	D	4	7	4	2
---	---	---	---	---	---

[illegible]

第二表の二（平成28年分用）（第二表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成29年3月15日
種類	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

[illegible]

※欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)

改正前

平成28年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

		受贈者の氏名	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。			
☐ 私は、租税特別措置法第70条の第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位：円)			
住宅取得等資金の非課税分	贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年 月 日 住宅取得等資金の金額
	住所 氏名 生年月日	 平成 年 月 日	平成 年 月 日
	↑ 明治[1] 大正[2] 昭和[3] 平成[4]	住宅取得等資金の合計額	30
	贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年 月 日 住宅取得等資金の金額
	住所 氏名 生年月日	 平成 年 月 日	平成 年 月 日
	↑ 明治[1] 大正[2] 昭和[3] 平成[4]	住宅取得等資金の合計額	31
	非課税限度額の計算		
	住宅資金非課税新築・取得・増改築等 限度額(注2)	平成 年 月 日	32
	平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		33
	住宅資金非課税限度額の残額(32-33)		34
贈与者の住所・氏名(フリガナ) 申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年 月 日 住宅取得等資金の金額	
住所 氏名 生年月日	 平成 年 月 日	平成 年 月 日 	
↑ 明治[1] 大正[2] 昭和[3] 平成[4]	住宅取得等資金の合計額	35	
住宅資金非課税新築・取得・増改築等 限度額(注2)	平成 年 月 日	36	
平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		37	
住宅資金非課税限度額の残額(36-37)		38	
住宅資金非課税新築・取得・増改築等 限度額(注2)	平成 年 月 日	39	
平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		40	

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	・	・	提出した税務署	税務署
----------------------------	---	---	---------	-----

(注2) 非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築に係る契約を締結した日及び住宅用の家屋の種類に応じて、次の表のとおりとなります。ただし、平成27年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合には、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお問い合わせください。

新築・取得・増改築等に係る契約年月日		～平成27年12月31日	平成28年1月1日～平成29年3月15日
種類	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

改正前

平成28年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

* 欄には記入しないでください。

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-5-A4統一) (平29.10)

※欄には記入しないでください。

※欄には記入しないでください。

(將 5-10-1-5-A 統一)

改正前

平成28年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

○この用紙は**控用**です。申告には必ず**提出用**を使用してください

※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、震災特例法施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます。

改正後

改正前

平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 4

提出用

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位：円）

種類	種目	利用区分 経路等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					平成 年 月 日	平成 年 月 日
住所						
氏名						
続柄						
生年月日						

財産の価額の合計額（課税価格） ②①

特別控除額の合計額（最高2,500万円） ②②

特別控除額の残額（2,500万円－②②） ②③

特別控除額（②③の金額と②④の金額のいずれか低い金額） ②④

翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－②④） ②⑤

②⑤の控除後の課税価格（②⑤－②⑥）【1,000円未満切捨て】 ②⑥

②⑥に対する税額（②⑥×20％） ②⑦

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ②⑧

差引税額（②⑦－②⑧） ②⑨

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成 年分	
署	平成 年分	
署	平成 年分	
署	平成 年分	

第二表（平成27年分以降適用）（第二表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄

整理番号 財産細目コード

名簿 届出番号

確認

* 欄には記入しないでください。（資5-10-2-1-A4統一）（平29.10）

平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

F D 4 7 3 4

提出用

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位：円）

種類	種目	利用区分 経路等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					平成 年 月 日	平成 年 月 日
住所						
氏名						
続柄						
生年月日						

財産の価額の合計額（課税価格） ②①

特別控除額の合計額（最高2,500万円） ②②

特別控除額の残額（2,500万円－②②） ②③

特別控除額（②③の金額と②④の金額のいずれか低い金額） ②④

翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－②④） ②⑤

②⑤の控除後の課税価格（②⑤－②⑥）【1,000円未満切捨て】 ②⑥

②⑥に対する税額（②⑥×20％） ②⑦

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ②⑧

差引税額（②⑦－②⑧） ②⑨

申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成 年分	
署	平成 年分	
署	平成 年分	
署	平成 年分	

第二表（平成27年分以降適用）（第二表は必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

* 税務署整理欄

整理番号 財産細目コード

名簿 届出番号

確認

* 欄には記入しないでください。（資5-10-2-1-A4統一）（平27.10）

改正後

平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。（単位：円）

種類	贈与日	取得区分 経年等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
住所					平成 年 月 日	
氏名					平成 年 月 日	
続柄					平成 年 月 日	
生年月日					平成 年 月 日	

財産の価額の合計額（課税価格） 21

特別控除額の計算

税額の計算

申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）

↑...（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正前

平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）

受贈者の氏名

次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入してください。
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税の特例の適用を受けます。（単位：円）

種類	贈与日	取得区分 経年等	数量	単価	財産を取得した年月日	
					年	月
住所					平成 年 月 日	
氏名					平成 年 月 日	
続柄					平成 年 月 日	
生年月日					平成 年 月 日	

財産の価額の合計額（課税価格） 21

特別控除額の計算

税額の計算

申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）

↑...（注）上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

改正後

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)			
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					
1 特例受贈非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名			
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日		
③ 事業種目		⑨ 円滑化法の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日		
④ 贈与の時に贈る資本金の額	円	認定番号			
⑤ 贈与の時に贈る資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無		
⑥ 贈与の時に贈る従業員数	人				
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時に贈る発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (f) a>b+cの場合 ⇒ b ※ b>dの場合は、特例適用不可 (g) a≤b+cの場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c)>dの場合は及び(a-c)が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑥欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価額 (⑦×⑧)		
株・口・円	株・口・円	円	A	円	
3 株式等納税猶予税額の計算					
① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)		
円	1,100,000 円	,000 円	00 円		

平成29年分以降用

4 特例受贈非上場株式等の内訳等				
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。				
イ	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
ロ	・ ・			株・口・円
ハ	・ ・			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）				株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。				

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日							
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			

※ 税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
※欄には記入しないでください。 (資5-11-6-A4統一) (平29.10)							

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)			
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）」の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の⑦欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けます。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。					
1 特例受贈非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑦ 贈与の時に経営承継受贈者の役職名			
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(番)	⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日	平成 年 月 日		
③ 事業種目		⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認定年月日 平成 年 月 日		
④ 贈与の時に贈る資本金の額	円	認定番号			
⑤ 贈与の時に贈る資本準備金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有 無		
⑥ 贈与の時に贈る従業員数	人				
2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細					
受贈年月日	① 贈与の時に贈る発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (a) (①×2/3) (1株・口・円未満の端数切上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (b)	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等 (c)	⑤ 贈与により取得した株式等の数等 (d)
・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度額） (f) a>b+cの場合 ⇒ b ※ b>dの場合は、特例適用不可 (g) a≤b+cの場合 ⇒ (a-c) ※ (a-c)>dの場合は及び(a-c)が赤字の場合は、特例適用不可	⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑥欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	⑧ 1株（口・円）当たりの価額 (裏面の「3(3)」参照)	⑨ 価 額 (⑦×⑧)		
株・口・円	株・口・円	円	A	円	
3 株式等納税猶予税額の計算					
① 上記2の⑥欄「A」の価額	② 基礎控除額	③ (①-②)の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額 (株式等納税猶予税額) (100円未満切捨て)		
円	1,100,000 円	,000 円	00 円		

平成27年分以降用

4 特例受贈非上場株式等の内訳等				
この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。				
イ	贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等
ロ	・ ・			株・口・円
ハ	・ ・			株・口・円
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）				株・口・円
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。				

5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6(1)」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・						円	
・ ・							
・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。 平成 年 月 日							
所 在 地				会 社 名			
				代表者氏名			

※ 税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
※欄には記入しないでください。 (資5-11-6-A4統一)							

改正後

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(o)に該当する場合には(a－o)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。
- 5 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第15項（第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などの経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70％以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合に記入します。
- なお、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」により納税猶予税額を計算してください。
- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- ※ 贈与者が贈与の時ににおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
- なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑨欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) この特例の適用を受けるには、⑥欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(o)に該当する場合には(a－o)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時ににおける価額を記入します。
- なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がその外国会社、資産保有型会社等又は医療法人の株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (4) この計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額の合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- ④欄の金額は、申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。また、計算により算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑨欄に転記します。
- 5 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時ににおける贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第16項（第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70％以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

改正後

改正前

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）

経営承継受贈者の氏名				この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算					
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額の合計額				円	
② 基礎控除額				1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）				,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）					
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算					
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算					
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		
イ			上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ロ			上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ハ			上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ニ			上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ホ			上記1の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）					00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します（相統時精算課税の適用を受ける特例非上場株式会社等がある場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相統時精算課税〕（別表）」の3の②欄に転記します。）、					
※	税務署整理欄	入力	確認		

※欄には記入しないでください。(資5-11-7-A4統一) (平29.10)

株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）

経営承継受贈者の氏名				この別表は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算					
① 各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額の合計額				円	
② 基礎控除額				1,100,000	
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）				,000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控用）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）					
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算					
① 会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額の計算					
	会社名	贈与者の氏名	株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）		
イ			上記1の④× イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ロ			上記1の④× ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ハ			上記1の④× ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ニ			上記1の④× ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
ホ			上記1の④× ホの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の「A」欄の価額 _____ 上記1の①欄の価額	円	00
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）					00
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社又は贈与者ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 2 ②欄の納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。					
※	税務署整理欄	入力	確認		

※欄には記入しないでください。(資5-11-7-A4統一)

改正前

(新規)

平成29年分以降用

経営承継受贈者の氏名		贈与者の氏名 (裏面の「1」参照)					
私は、次の会社の株式（出資）のうち、「2 特例対象贈与の判定及び納税額の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度数）」の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の②欄の株式等の数等について非上場株式等についての贈与税の納税額の特例（但し特例措置法第70条の7第1項）の適用を受けた。 この計算書の書きかた等については、裏面をご覧ください。							
1 特例受贈非上場株式等に係る会社							
① 会社名	⑦ 贈与の時における経営承継受贈者の役職名						
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	（ ） 番		⑧ 経営承継受贈者が役員等に就任した年月日 平成 年 月 日				
③ 事業種目			⑨ 円滑化法の認定の状況 認定 年 月 日 認定 番 号				
④ 贈与の時における資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無 有 無					
⑤ 贈与の時における資本準備金の額	円						
⑥ 贈与の時における従業員数	人						
2 特例対象贈与の判定及び納税額の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度数）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細							
受贈年月日	① 贈与の時における発行済株式等の総数等	② 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等（a） (1) × 2 / 3 (1株・口・円未満の端数切り上げ)	③ 贈与者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（b）	④ 経営承継受贈者が贈与の直前に保有していた株式等の数等（c）	⑤ 贈与により取得した株式等の数等（d）		
・ ・ ・	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円	株・口・円		
⑥ 特例対象贈与の判定及び特例の対象となる株式等の数等の限度数（限度数） (a) a > b + c の場合 ⇒ a - b (b) b > c の場合は、特例適用不可 (c) a ≤ b + c の場合 ⇒ a - c ※ (a - c) > d の場合及び (a - c) が赤字の場合は、特例適用不可		⑦ ⑥欄の数等を限度として、⑤欄の数等のうち、特例の適用を受ける株式等の数等		⑧ 1株（口・円）当たりの価額（裏面の「3」参照）	⑨ 価 額 (⑦×⑧)		
株・口・円		株・口・円		円	A 円		
3 株式等納税額計算額の計算							
① 上記2の①の明細「A」の価額	② 特別控除額（2,500万円一過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）	③ (1)①-②の金額 (1,000円未満切捨て)	④ ③に対する税額（③×20%） (株式等納税額計算額) (100円未満切捨て)				
円	円	円	円				
4 特例受贈非上場株式等の内訳等 この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、上記2の⑦欄に係る特例受贈非上場株式等の内訳等について記入します。記入に当たっては、裏面の「5」をご覧ください。							
贈与年月日	贈与者の氏名	贈与者の住所	左記の贈与者が贈与した株式等の数等				
イ ・ ・ ・			株・口・円				
ロ ・ ・ ・			株・口・円				
ハ ・ ・ ・			株・口・円				
贈与者が贈与した株式等の数等の合計（イ+ロ+ハ）			株・口・円				
(注) 1 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの株式等の数等を記載し添付してください。 2 「贈与者が贈与した株式等の数等の合計」欄の数等は、上記2の⑦欄の数等と一致します。							
5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第7号の規定に基づき、会社が贈与前3年以内に経営承継受贈者及び経営承継受贈者と特別の関係がある者（裏面の「6（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。 なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額 円	出資者・贈与者の氏名・名称
・ ・ ・							
・ ・ ・							
・ ・ ・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（②/③）						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							
平成 年 月 日							
所 在 地							
代 表 者 氏 名							
印							
※ 税務署整理欄	法人管轄番号	—		入力	確認		
※欄には記入しないでください。 (資5-11-10-A4統-) (平29,10)							

改正後

改正前

《書きかた等》

- 1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受ける場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用してください。

また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」により納税猶予税額を計算してください。

- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
(3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
※ 贈与者が贈与の時に会社代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。

- 2 「1 特例受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
(2) ⑧欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号に掲げる事由に該当するものとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
(3) ⑨欄は、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8第6項の特別の関係がある会社をいいます。3（3）において同じです。）であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3（3）において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）、租税特別措置法施行令第40条の8第11項第1号に掲げる法人（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

- 3 「2 特例対象贈与の判定及び納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数（限度額）の計算並びに特例受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項

- (1) ①から⑦欄までの「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
(2) この特例の適用を受けるには、⑩欄の(i)に該当する場合にはbの全部、⑩欄の(v)に該当する場合には(a－c)以上の株式等を贈与により取得していることが要件となります。
(3) ⑩欄の金額は、贈与の時点における価額を記入します。
なお、特例受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例受贈非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が、会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。）の株式等又は租税特別措置法施行令第40条の8第11項に規定する法人（医療法人を除きます。）の株式等（特例受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。）若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる特例受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
(4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この特例の適用を受ける場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の1の①欄に記入します。

- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500万円からその金額を控除した残額を記入します。
(2) ④欄の金額は、一律20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。なお、この計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）」の3の①欄に転記します。

- 5 「4 特例受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄は、租税特別措置法施行規則第23条の9第22項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時に贈与者又はその贈与前に特例受贈非上場株式等について同条第15項（第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用に係る贈与をした他の経営承継受贈者のうち最も古い時期に同条第1項の規定の適用を受けていた者に当該特例受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この計算書を提出する時点の住所）及び特例受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。

- 6 「5 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の8第10項に定める特別の関係がある者をいいます。
(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産（以下「現物出資等資産」といいます。）の非上場株式等の贈与があった時における価額を記入します。
なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
(3) ②欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。
(4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
(5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

(新規)

改 正 後										改 正 前									
株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕（別表）																			
経営承継受贈者の氏名										この別表の1及び2は、同一の特定贈与者から複数の非上場株式等を贈与により取得した場合に使用し、特定贈与者ごとに作成します。									
特定贈与者の氏名																			
1 あん分前の株式等納税猶予税額の計算																			
① 同一の特定贈与者に係る各「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額の合計額															円				
② 特別控除額（2,500万円－過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額）																			
③ ②の控除後の課税価格（①－②）（1,000円未満切捨て）															,000				
④ ③に対する税額（③×20%）																			
2 あん分後の株式等納税猶予税額の計算																			
① 会社ごとの株式等納税猶予税額の計算																			
会社名		株式等納税猶予税額の計算（100円未満切捨て）																	
イ		上記1の④×	イの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額												円				
			上記1の①欄の価額												00				
ロ		上記1の④×	ロの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額												円				
			上記1の①欄の価額												00				
ハ		上記1の④×	ハの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額												円				
			上記1の①欄の価額												00				
ニ		上記1の④×	ニの会社の株式等に係る「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の「A」欄の価額												円				
			上記1の①欄の価額												00				
② あん分後の株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ＋ニ）															00				
〔注〕 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。																			
3 株式等納税猶予税額の合計額																			
この欄は、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」を2以上作成する場合又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」及び「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」をいずれも作成する場合に記入します。 なお、この別表を2以上作成する場合には、いずれか1枚に記入してください。																			
① 相続時精算課税の適用に係る株式等納税猶予税額（特定贈与者ごとの2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔相続時精算課税〕」の3の④欄）の金額を合計した金額）															00				
② 暦年課税の適用に係る株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕（別表）」の2の②欄（2の②欄に記載がない場合には、「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）〔暦年課税〕」の3の④欄）の金額）															00				
③ 合計（①＋②）															00				
〔注〕 ②欄の株式等納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。																			
※ 税務署整理欄		入力				確認													
※欄には記入しないでください。（資5-11-11-A4統一）（平29.10）																			

（新規）

改 正 後				改 正 前																																																																									
医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例に係る経済的利益の明細書 1の①欄の医療法人は、2に掲げる経済的利益について、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）の適用を受けます。 <table><tr><td colspan="4">1 経済的利益を受ける医療法人</td></tr><tr><td>① 医療法人の名称</td><td></td><td>② 医療法人の整理番号</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">③ 厚生労働大臣の認定年月日</td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">④ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限</td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">⑤ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日</td><td>平 成</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細</td><td>放 棄 年 月 日</td><td>平 成 年 月 日</td></tr><tr><td rowspan="2">番号</td><td colspan="2">1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者</td><td rowspan="2">持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額</td></tr><tr><td>氏名</td><td>住所</td></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td>円</td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>8</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に記載し添付してください。 (資5-11-12-A4統一) (平29.10)				1 経済的利益を受ける医療法人				① 医療法人の名称		② 医療法人の整理番号		③ 厚生労働大臣の認定年月日		平 成	年 月 日	④ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限		平 成	年 月 日	⑤ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平 成	年 月 日	2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細		放 棄 年 月 日	平 成 年 月 日	番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額	氏名	住所	1			円	2				3				4				5				6				7				8				9				10				(新規)			
1 経済的利益を受ける医療法人																																																																													
① 医療法人の名称		② 医療法人の整理番号																																																																											
③ 厚生労働大臣の認定年月日		平 成	年 月 日																																																																										
④ 厚生労働大臣の認定を受けた認定移行計画に記載された移行期限		平 成	年 月 日																																																																										
⑤ 新医療法人への移行のための定款変更に係る都道府県知事の認可があった年月日		平 成	年 月 日																																																																										
2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細		放 棄 年 月 日	平 成 年 月 日																																																																										
番号	1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者		持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額																																																																										
	氏名	住所																																																																											
1			円																																																																										
2																																																																													
3																																																																													
4																																																																													
5																																																																													
6																																																																													
7																																																																													
8																																																																													
9																																																																													
10																																																																													

改 正 後	改 正 前
《書 き か た 等》 1 この明細書は、医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の課税の特例（租税特別措置法第70条の7の10第1項）の適用を受ける場合に使用します。なお、この明細書は贈与税の申告書に添付して提出してください。 2 「1 経済的利益を受ける医療法人」の記入に当たっての留意事項 (1) ③欄は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「平成18年医療法等改正法」といいます。）附則第10条の3第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた年月日を記入します。 (2) ④欄は、厚生労働大臣の認定に係る移行計画に記載された移行期限を記入します。 (3) ⑤欄は、平成18年医療法等改正法附則第10条の2に規定する新医療法人への移行のための定款変更について、都道府県知事の認可があった年月日を記入します。 3 「2 持分の放棄により受けた経済的利益の明細」の記入に当たっての留意事項 (1) 「1の①欄の医療法人の持分の放棄をした者」欄には、租税特別措置法第70条の7の10第1項の規定の適用に係る同項の放棄をした個人（以下「贈与者」といいます。）の氏名及び住所を記入します。 (2) 「放棄年月日」欄には、贈与者による(1)の放棄があった年月日を記入します。 (3) 「持分の放棄により1の①欄の医療法人が受けた経済的利益の価額」欄には、贈与者による(1)の放棄により医療法人が受けた経済的利益の価額を記入します。 4 租税特別措置法第70条の7の10第2項の規定により、1の①欄の医療法人を個人とみなして、2に掲げる経済的利益について贈与税が課税される場合には、第1表の付表2（人格のない社団又は財団等に課される贈与税額の計算明細書）を使用して計算してください。	(新規)

改正後

平成29年分贈与税の修正申告書（別表）

提出用

① 修正前の課税額（第一表）

受贈者の氏名		(単位：円)									
I 暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①									
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②									
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	③									
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②-③))	④									
	基礎控除額	⑤									
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】	⑥									
	⑥に対する税額	⑦									
	外国税額の控除額	⑧									
	医療法人持分税額控除額	⑨									
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩									

Ⅱ 相続時精算課税分

Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪									
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫									

Ⅲ 合計

Ⅲ	課税価格の合計額 (①)+(②+⑪)	⑬									
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫)) 【100円未満切捨て】	⑭									
	農地等納税猶予税額	⑮									
	株式等納税猶予税額	⑯									
	医療法人持分納税猶予税額	⑰									
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰)	⑱									

② 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「②修正前の課税額（第一表）」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。									
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	21									
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	22									
	特別控除額の残額 (2,500万円-②2)	23									
	特別控除額 (②3の金額と②4の金額のいずれか低い金額)	24									
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②2-②4)	25									
	②5の控除後の課税価格 (②1-②5) 【1,000円未満切捨て】	26									
	②6に対する税額 (②6×20%)	27									
	外国税額の控除額	28									
	差引税額 (②7-②8)	29									

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

* 税務署整理番号 整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 名簿 〇〇〇〇〇〇〇〇 届出の期日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

* 欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A 4統一) (平29.10)

改正前

平成28年分贈与税の修正申告書（別表）

提出用

① 修正前の課税額（第一表）

受贈者の氏名		(単位：円)									
I 暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①									
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②									
	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)	③									
	暦年課税分の課税価格の合計額 (①)+(②-③))	④									
	基礎控除額	⑤									
	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】	⑥									
	⑥に対する税額	⑦									
	外国税額の控除額	⑧									
	医療法人持分税額控除額	⑨									
	差引税額 (⑦-⑧-⑨)	⑩									

Ⅱ 相続時精算課税分

Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪									
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫									

Ⅲ 合計

Ⅲ	課税価格の合計額 (①)+(②+⑪)	⑬									
	差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫)) 【100円未満切捨て】	⑭									
	農地等納税猶予税額	⑮									
	株式等納税猶予税額	⑯									
	医療法人持分納税猶予税額	⑰									
	申告期限までに納付すべき税額 (⑭-⑮-⑯-⑰)	⑱									

② 修正前の課税額（第二表）

特定贈与者の氏名		特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「②修正前の課税額（第一表）」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。									
相 続 時 精 算 課 税 分	財産の価額の合計額（課税価格）	21									
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	22									
	特別控除額の残額 (2,500万円-②2)	23									
	特別控除額 (②3の金額と②4の金額のいずれか低い金額)	24									
	翌年以降に繰り越される特別控除額 (2,500万円-②2-②4)	25									
	②5の控除後の課税価格 (②1-②5) 【1,000円未満切捨て】	26									
	②6に対する税額 (②6×20%)	27									
	外国税額の控除額	28									
	差引税額 (②7-②8)	29									

③ 修正申告によって異動した事項

異動の内容	異動の理由

※ 税務署整理番号 整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 名簿 〇〇〇〇〇〇〇〇 届出の期日 〇〇年 〇〇月 〇〇日

※ 欄には記入しないでください。

(資5-10-3-1-A 4統一)

第二表

平成28年分用

（第三表は、申告書第一表又は第二表

相続時精算課税分について修正申告する場合のみ）と一緒に提出してください。

改正後

改正前

控
用

平成29年分贈与税の修正申告書（別表）

① 修正前の課税額（第一表）		税 務 受 付 印	受贈者の氏名	第三表（平成29年分用）〇の用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。
I 暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①		
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②		
	配偶者控除額 （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）	③		
	暦年課税分の課税価格の合計額（①+（②-③））	④		
	基礎控除額	⑤		
	⑤の控除後の課税価格（④-⑤）【1,000円未満切捨て】	⑥		
	⑥に対する税額	⑦		
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩		
Ⅱ 相続時精算課税分				
Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫		
III 合 計	課税価格の合計額（①+②+⑪）	⑬		
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））【100円未満切捨て】	⑭		
	農地等納税猶予税額	⑮		
	株式等納税猶予税額	⑯		
	医療法人持分納税猶予税額	⑰		
	申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰）	⑱		
② 修正前の課税額（第二表）				
相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「②修正前の課税額（第一表）」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。		
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑲		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑳		
	特別控除額の残額（2,500万円-㉑）	㉑		
	特別控除額（㉑の金額と㉒の金額のいずれか低い金額）	㉒		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉒-㉓）	㉓		
	㉒の控除後の課税価格（㉒-㉓）【1,000円未満切捨て】	㉔		
	㉔に対する税額（㉔×20％）	㉕		
	外国税額の控除額	㉖		
差引税額（㉕-㉖）	㉗			
③ 修正申告によって異動した事項				
異 動 の 内 容		異 動 の 理 由		

控
用

平成28年分贈与税の修正申告書（別表）

① 修正前の課税額（第一表）		税 務 受 付 印	受贈者の氏名	第三表（平成28年分用）〇の用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。
I 暦 年 課 税 分	特例贈与財産の価額の合計額（課税価格）	①		
	一般贈与財産の価額の合計額（課税価格）	②		
	配偶者控除額 （贈与を受けた居住用不動産の価額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額）	③		
	暦年課税分の課税価格の合計額（①+（②-③））	④		
	基礎控除額	⑤		
	⑤の控除後の課税価格（④-⑤）【1,000円未満切捨て】	⑥		
	⑥に対する税額	⑦		
	外国税額の控除額	⑧		
	医療法人持分税額控除額	⑨		
	差引税額（⑦-⑧-⑨）	⑩		
Ⅱ 相続時精算課税分				
Ⅱ	相続時精算課税分の課税価格の合計額	⑪		
	相続時精算課税分の差引税額の合計額	⑫		
III 合 計	課税価格の合計額（①+②+⑪）	⑬		
	差引税額の合計額（納付すべき税額（⑩+⑫））【100円未満切捨て】	⑭		
	農地等納税猶予税額	⑮		
	株式等納税猶予税額	⑯		
	医療法人持分納税猶予税額	⑰		
	申告期限までに納付すべき税額（⑭-⑮-⑯-⑰）	⑱		
② 修正前の課税額（第二表）				
相 続 時 精 算 課 税 分	特定贈与者の氏名	特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「②修正前の課税額（第一表）」及び「②修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。		
	財産の価額の合計額（課税価格）	⑲		
	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）	⑳		
	特別控除額の残額（2,500万円-㉑）	㉑		
	特別控除額（㉑の金額と㉒の金額のいずれか低い金額）	㉒		
	翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円-㉒-㉓）	㉓		
	㉒の控除後の課税価格（㉒-㉓）【1,000円未満切捨て】	㉔		
	㉔に対する税額（㉔×20％）	㉕		
	外国税額の控除額	㉖		
差引税額（㉕-㉖）	㉗			
③ 修正申告によって異動した事項				
異 動 の 内 容		異 動 の 理 由		

改正後

書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「**①修正前の課税額（第一表）**」及び「**②修正前の課税額（第二表）**」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「**③修正前の非課税額（第一表の二）**」及び「**④修正前の非課税額（第一表の三）**」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- （注）修正申告書（別表）の「**②修正前の課税額（第二表）**」欄及び申告書第二表は、相統時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「**④修正前の非課税額（第一表の二）**」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「**⑤修正前の非課税額（第一表の三）**」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- （1）修正申告書（別表）の「**①修正前の課税額（第一表）**」及び「**②修正前の課税額（第二表）**」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「**③修正前の非課税額（第一表の二）**」及び「**④修正前の非課税額（第一表の三）**」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
- （注）相統時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「**①修正前の課税額（第一表）**」欄及び「**⑤修正申告によって異動した事項**」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- （2）「**⑤修正申告によって異動した事項**」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相統時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- （3）「**⑨**」欄には、申告書第一表の「**④**」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「**⑬**」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- （4）「**⑩**」欄には、申告書第一表の「**⑧**」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「**⑭**」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成29年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成29年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成□□年分贈与税の申告書（相統時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「相統時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「**②**」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
- なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額
10,000円未満の端数切捨て

×

延滞税の割合
(注)

×

期間(日数)
法定納期限の翌日から完納の日まで

=

延滞税の額
100円未満の端数切捨て

365

（注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正前

書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（以下「修正申告書（別表）」といいます。）の「**①修正前の課税額（第一表）**」及び「**②修正前の課税額（第二表）**」の各欄並びに申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「**③修正前の非課税額（第一表の二）**」及び「**④修正前の非課税額（第一表の三）**」の各欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表、第一表の二、第一表の三又は第二表に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- （注）修正申告書（別表）の「**②修正前の課税額（第二表）**」欄及び申告書第二表は、相統時精算課税分について修正申告をする場合に記入してください。
- また、修正申告書（別表の付表）の「**④修正前の非課税額（第一表の二）**」欄及び申告書第一表の二は、住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「**⑤修正前の非課税額（第一表の三）**」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入してください。
- 2 この修正申告書（別表）及び修正申告書（別表の付表）の各欄は、次により記入してください。
- （1）修正申告書（別表）の「**①修正前の課税額（第一表）**」及び「**②修正前の課税額（第二表）**」の各欄並びに修正申告書（別表の付表）の「**③修正前の非課税額（第一表の二）**」及び「**④修正前の非課税額（第一表の三）**」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。
- （注）相統時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書（別表）を作成してください。また、住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。これらの場合、「**①修正前の課税額（第一表）**」欄及び「**⑤修正申告によって異動した事項**」欄については、いずれか1枚のみに記入してください。
- （2）「**⑤修正申告によって異動した事項**」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理由を記入してください。
- 3 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成□□年分贈与税の申告書（兼贈与税の額の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相統時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- （3）「**⑨**」欄には、申告書第一表の「**④**」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「**⑬**」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- （4）「**⑩**」欄には、申告書第一表の「**⑧**」欄の金額からこの修正申告書（別表）の「**⑭**」欄の金額を差し引いた金額を記入してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成28年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成28年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 申告書第二表の各欄は、次により記入してください。
- （1）「平成□□年分贈与税の申告書（相統時精算課税の計算明細書）」の「□□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余白に「（修正）」と記入してください。
- （2）「相統時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 7 納付すべき税額（申告書第一表の「**②**」欄の金額）は、修正申告書（申告書第一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書（別表）、修正申告書（別表の付表））を提出する日までに納付してください。
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。
- なお、一時に納付が困難な時は、税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 延滞税の計算方法

新たに納付すべき本税の額
10,000円未満の端数切捨て

×

延滞税の割合
(注)

×

期間(日数)
法定納期限の翌日から完納の日まで

=

延滞税の額
100円未満の端数切捨て

365

（注）平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合

- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合

なお、「特例基準割合」とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

また、平成25年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異なります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正後

平成29年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

提出用

④ 修正前の非課税額（第一表の二）

稅 務 署 受 付 印

受贈者の氏名

(單位：円)

第三表（別表の付表）（平成29年分用）

[illegible]

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

[illegible]

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

※	税務署整理欄	整理番号	□□□□□□□□	名簿	□□□□□□□□	義務的 修正期間	□□	年	□□	月	□□	日
---	--------	------	----------	----	----------	-------------	----	---	----	---	----	---

* 欄には記入しないでください。

(資 5-10-3-3-A 4 統一) (平 29.10)

改正前

平成28年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

提出用

④ 修正前の非課税額（第一表の二）

稅務署受付印

受贈者の氏名

(單位：円)

第三表（別表の付表）（平成28年分用）

[illegible]

⑤ 修正前の非課税額（第一表の三）

[illegible]

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

[illegible]

※欄には記入しないでください。

(資 5-10-3-3-A 4 統一)

改正後

平成29年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

控
用

受贈者の氏名

第三表（別表の付表）（平成29年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

① 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

30

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

31

住宅資金非課税限度額

32

平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額

33

住宅資金非課税限度額の残額（③2-③3）

34

③0のうち非課税の適用を受ける金額

36

③1のうち非課税の適用を受ける金額

37

非課税の適用を受ける金額の合計額（③6+③7）

38

③0のうち課税価格に算入される金額（③0-③6）

39

③1のうち課税価格に算入される金額（③1-③7）

40

② 修正前の非課税額（第一表の三）

震災に係る住宅取得等資金の非課税分

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

41

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

42

住宅資金非課税限度額

43

平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額

44

住宅資金非課税限度額の残額（④3-④4）

45

④1のうち非課税の適用を受ける金額

47

④2のうち非課税の適用を受ける金額

48

非課税の適用を受ける金額の合計額（④7+④8）

49

④1のうち課税価格に算入される金額（④1-④7）

50

④2のうち課税価格に算入される金額（④2-④8）

51

（注） 申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）又は申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

改正前

平成28年分贈与税の修正申告書（別表の付表）

控
用

受贈者の氏名

第三表（別表の付表）（平成28年分用）○この用紙は控用です。申告には必ず提出用を使用してください。

① 修正前の非課税額（第一表の二）

住宅取得等資金の非課税分

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

30

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

31

住宅資金非課税限度額

32

平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額

33

住宅資金非課税限度額の残額（③2-③3）

34

③0のうち非課税の適用を受ける金額

36

③1のうち非課税の適用を受ける金額

37

非課税の適用を受ける金額の合計額（③6+③7）

38

③0のうち課税価格に算入される金額（③0-③6）

39

③1のうち課税価格に算入される金額（③1-③7）

40

② 修正前の非課税額（第一表の三）

震災に係る住宅取得等資金の非課税分

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

41

贈与者の氏名

住宅取得等資金の合計額

42

住宅資金非課税限度額

43

平成27年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額

44

住宅資金非課税限度額の残額（④3-④4）

45

④1のうち非課税の適用を受ける金額

47

④2のうち非課税の適用を受ける金額

48

非課税の適用を受ける金額の合計額（④7+④8）

49

④1のうち課税価格に算入される金額（④1-④7）

50

④2のうち課税価格に算入される金額（④2-④8）

51

（注） 申告書第三表（別表の付表）は、申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）又は申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

改正後	改正前
書 き か た 等 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「㊦修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。 3 修正申告書（別表の付表）の「㊦修正前の非課税額（第一表の二）」及び「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。 （注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。 （1）「平成29年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。 （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。 （1）「平成29年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。 （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。 （注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。	書 き か た 等 1 申告書第一表の二（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表（別表の付表）（以下「修正申告書（別表の付表）」といいます。）の「㊦修正前の非課税額（第一表の二）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。 2 申告書第一表の三（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）を提出した申告に係る修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書（別表の付表）の「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。 3 修正申告書（別表の付表）の「㊦修正前の非課税額（第一表の二）」及び「㊦修正前の非課税額（第一表の三）」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などから課税額を転記してください。 （注）住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場合は、別業（修正申告書（別表の付表））を作成してください。 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。 （1）「平成28年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。 （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。 （1）「平成28年分贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）」の右側の余白に「（修正）」と記入してください。 （2）「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。 6 修正申告書（別表の付表）を提出する際は、申告書第三表（別表）（以下「修正申告書（別表）」といいます。）も必ず一緒に提出してください。 （注）修正申告書（別表）の「書きかた等」も併せてご覧ください。

改正後				改正前																																																																																																			
平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕 氏名 殿 この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の⑩欄又は⑪欄の金額は、「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。 なお、⑩欄又は⑪欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。				平成 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書 〔住宅取得等資金の非課税分に係る明細〕 氏名 殿 この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の⑩欄又は⑪欄の金額は、「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「I 暦年課税分」欄、又は「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。 なお、⑩欄又は⑪欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。																																																																																																			
○課税標準等の計算明細 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>当初課税額(額)</th><th>額</th><th>増減(△)差額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ ー ④) ⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち課税価格に算入される金額 (① ー ⑦) ⑩</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち課税価格に算入される金額 (② ー ⑧) ⑪</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額	住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①				住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②				住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③				平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額				住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ ー ④) ⑤								①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦				②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧				非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨				①のうち課税価格に算入される金額 (① ー ⑦) ⑩				②のうち課税価格に算入される金額 (② ー ⑧) ⑪				○課税標準等の計算明細 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>当初課税額(額)</th><th>額</th><th>増減(△)差額</th></tr></thead><tbody><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ ー ④) ⑤</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>①のうち課税価格に算入される金額 (① ー ⑦) ⑩</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>②のうち課税価格に算入される金額 (② ー ⑧) ⑪</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>				区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額	住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①				住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②				住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③				平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額				住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ ー ④) ⑤								①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦				②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧				非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨				①のうち課税価格に算入される金額 (① ー ⑦) ⑩				②のうち課税価格に算入される金額 (② ー ⑧) ⑪			
区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額																																																																																																				
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①																																																																																																							
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②																																																																																																							
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③																																																																																																							
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額																																																																																																							
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ ー ④) ⑤																																																																																																							
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦																																																																																																							
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧																																																																																																							
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨																																																																																																							
①のうち課税価格に算入される金額 (① ー ⑦) ⑩																																																																																																							
②のうち課税価格に算入される金額 (② ー ⑧) ⑪																																																																																																							
区 分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額																																																																																																				
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1 ①																																																																																																							
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2 ②																																																																																																							
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 ③																																																																																																							
平成27年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額																																																																																																							
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額 の 残 額 (③ ー ④) ⑤																																																																																																							
①のうち非課税の適用を受ける金額 ⑦																																																																																																							
②のうち非課税の適用を受ける金額 ⑧																																																																																																							
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧) ⑨																																																																																																							
①のうち課税価格に算入される金額 (① ー ⑦) ⑩																																																																																																							
②のうち課税価格に算入される金額 (② ー ⑧) ⑪																																																																																																							
() 枚のうち() 枚目 (資5-23-3-1-A4統一)				() 枚のうち() 枚目 (資5-23-3-1-A4統一)																																																																																																			

改正後

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑩欄又は⑪欄の金額は、「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成29年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑩欄又は⑪欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額	③			
平成27年分又は28年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④)	⑤			
	⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧)	⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑦)	⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑧)	⑪			

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

改正前

平成 年分贈与税 通知書
及び加算税の賦課決定通知書 (通知用)
〔震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細〕

氏名 殿

この表は、震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。
課税標準等の計算明細の⑩欄又は⑪欄の金額は、「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「平成28年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されています。
なお、⑩欄又は⑪欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 1	①			
住 宅 取 得 等 資 金 の 合 計 額 2	②			
住 宅 資 金 非 課 税 限 度 額	③			
平成27年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	④			
住宅資金非課税限度額の残額 (③ - ④)	⑤			
	⑥			
①のうち非課税の適用を受ける金額	⑦			
②のうち非課税の適用を受ける金額	⑧			
非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑦ + ⑧)	⑨			
①のうち課税価格に算入される金額 (① - ⑦)	⑩			
②のうち課税価格に算入される金額 (② - ⑧)	⑪			

()枚のうち()枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

改正後

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
〔租税特別措置法
震災特例法〕 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 第7号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 第 号 ()	
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

改正前

税務署
平成 年 月 日提出

名簿番号

買換（代替）資産の明細書

住 所			
フリガナ		電話番号	()
氏 名			

交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細について記載します。

1 特例適用条文
〔租税特別措置法
震災特例法〕 第 条 第 項

2 譲渡した資産の明細

所 在 地			
資 産 の 種 類	数	量	m ²
譲 渡 価 額	円	譲 渡 年 月 日	年 月 日

3 買い換える（取得する）予定の資産の明細

資 産 の 種 類	数	量	m ²
取 得 資 産 の 該 当 条 項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の (2) 第37条の5第1項の表の 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の	第 号 第9号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 第1号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 第2号 (中高層の耐火共同住宅) 第 号 ()	
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
付 記 事 項			

(注) 3に記載した買換（取得）予定資産を取得しなかった場合や買換（代替）資産の取得価額が見積額を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士

電話番号

改 正 後	改 正 前
買換（代替）資産の明細書 1 使用目的 この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。 (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。 (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。	買換（代替）資産の明細書 1 使用目的 この申請書は、交換・買換え（代替）の特例（租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条）の適用を受ける場合に、買換（代替）資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。 (2) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合（平成28年4月1日以後に第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用する場合に限ります。）に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。 (3) 「3 買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

改正後

改正前

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

 税務署長 ____年____月____日提出	申請者 フリガナ 氏名	住所	〒
		フリガナ	
		氏名	
電 話 () ⑧ 話			

〔租税特別措置法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の
〔震災特例法〕 特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数 量	㎡	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数 量	㎡	
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第_____号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第_____号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第_____号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士 ⑧ 電話番号

この欄には
記入してください

名簿番号
(資6-80-1-A4統一)
H29.11

やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書

 税務署長 ____年____月____日提出	申請者 フリガナ 氏名	住所	〒
		フリガナ	
		氏名	
電 話 () ⑧ 話			

〔租税特別措置法〕 第_____条_____第_____項に規定する譲渡所得の課税の
〔震災特例法〕 特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

1 譲渡した資産の明細

所在地			
資産の種類	数 量	㎡	
譲渡価額	円	譲渡年月日	年 月 日

2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細

資産の種類	数 量	㎡	
取得資産の該当条項	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第_____号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) (2) 第37条の5第1項の表の 第_____号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) 2 震災特例法 ・第12条第1項の表の 第_____号 ()		
取得価額の見積額	円	取得予定年月日	年 月 日
		認定を受けようとする年月日	年 月 日
やむを得ない事情の詳細			

関与税理士 ⑧ 電話番号

この欄には
記入してください

名簿番号
(資6-80-1-A4統一)
H28.11

改 正 後	改 正 前				
やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 1 使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。 2 記載要領等 (1) <table><tr><td>租税特別措置法</td></tr><tr><td>震災特例法</td></tr></table> 欄については、該当する文字を○で囲みます。 (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。 (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。 (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。	租税特別措置法	震災特例法	やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書 1 使用目的 この申請書は、租税特別措置法第37条第4項、第37条の5第2項又は震災特例法第12条第4項の規定により、譲渡をした日の属する年の翌年中に買換資産の取得をすることが困難であることについてやむを得ない事情があり、その取得期限の延長の承認を受けようとするために使用するものです。 2 記載要領等 (1) <table><tr><td>租税特別措置法</td></tr><tr><td>震災特例法</td></tr></table> 欄については、該当する文字を○で囲みます。 (2) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄については、該当する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。 なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下欄に該当する場合（平成28年4月1日以後に第1号の上欄に掲げる資産の譲渡をして、同日以後に同号の下欄に掲げる資産の取得をする場合の当該資産について適用する場合に限ります。）に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを括弧内に記載します。 (3) 「2 代わりに買い換える（取得する）予定の資産の明細」欄の「やむを得ない事情の詳細」欄には、買換資産の取得期限の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載します。 (4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。	租税特別措置法	震災特例法
租税特別措置法					
震災特例法					
租税特別措置法					
震災特例法					

改正後



この欄には 書かないで ください。→	通信日付印の年月日	確認印			名 簿 番 号
	年 月 日				

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所						
	氏 名						
土地等の 種 類	土 地 等 の 所 在 地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額			
		m ²	・ ・	円			
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、 ※ 同法第31条の2第2項第_____号の ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 の用に供することを約します。							
土地等の 買取り者	住所又は所在地						
	フリガナ						
	氏名又は名称	®					

(資6-62-A4統一)
829.11

改正前



この欄には 書かないで ください。→	通信日付印の年月日	確認印			名 簿 番 号
	年 月 日				

一団の宅地等の用に供する旨の確約書

譲渡者	住 所						
	氏 名						
土地等の 種 類	土 地 等 の 所 在 地	数 量	買 取 り 年 月 日	買 取 り 価 額			
		m ²	・ ・	円			
			・ ・				
			・ ・				
			・ ・				
上記の土地等は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等 予定地のために買い取ったものであり、その土地等を平成_____年12月31日までに、 ※ 同法第31条の2第2項第_____号の ・一団の宅地 ・一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅 ・住宅又は中高層の耐火共同住宅 の用に供することを約します。							
土地等の 買取り者	住所又は所在地						
	フリガナ						
	氏名又は名称	®					

○ 租税特別措置法第31条の2第3項の適用を受ける場合には、この確約書を申告書に添付してください。

改 正 後	改 正 前																								
一団の宅地等の用に供する旨の確約書 1 使用目的 この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。 なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、当該確約書を申告書に添付してください。 (注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付してください。 2 記載要領等 (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。 (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。 (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。 (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。 (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。 (参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表 <table><tr><th>適用条文の内容</th><th>第31条の2第2項</th></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第12号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第13号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第14号</td></tr><tr><td>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第15号</td></tr><tr><td>住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第16号</td></tr></table>	適用条文の内容	第31条の2第2項	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	一団の宅地等の用に供する旨の確約書 1 使用目的 この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。 2 記載要領等 (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。 (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。 (3) 本文中の「平成__年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日以後2年を経過する年を記載します。ただし、確約書の提出日において既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税務署長の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知を受けている場合には、その認定した日の属する年を記載してください。 (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。 (5) 本文中の〔 〕欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。 (参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表 <table><tr><th>適用条文の内容</th><th>第31条の2第2項</th></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第12号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第13号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第14号</td></tr><tr><td>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第15号</td></tr><tr><td>住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第16号</td></tr></table>	適用条文の内容	第31条の2第2項	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号
適用条文の内容	第31条の2第2項																								
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号																								
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号																								
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号																								
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号																								
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号																								
適用条文の内容	第31条の2第2項																								
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号																								
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号																								
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号																								
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号																								
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号																								

改正後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話)	〒 ()
		氏名又は名称	㊞
		(法人の場合)代表者氏名	㊞
		(法人の場合)法人番号	
事務所等	所在地(電話)	()	
	名称		
	代表者又は責任者	㊞	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する所轄税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
----------------------	--

やむを得ない事情等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第 号該当
	2 上記事由の詳細	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第 号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する所轄税務署長が当初認定した日	平成 年 月 日

当該事業の完成予定	1 着工予定年月日	平成 年 月 日
	2 完成予定年月日	平成 年 月 日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日)	平成 年 月 日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には 記入しないで ください。→	税務署 受付印	通信日付印の年月日	確認印	名 簿 番 号	番号確認
		年 月 日			

(資6-64-A4統一)
R29.11

改正前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

税務署受付印 税務署長 年 月 日提出	申請者	住所又は所在地(電話)	〒 ()
		氏名又は名称	㊞
		(法人の場合)代表者氏名	㊞
		(法人の場合)法人番号	
事務所等	所在地(電話)	()	
	名称		
	代表者又は責任者	㊞	

確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}項に規定する税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。

記

申請に係る確定優良住宅地造成等事業の名称	
----------------------	--

やむを得ない事情等	1 該当事由	租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第 号該当
	2 上記事由の詳細	
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項第 号に該当する事業の場合における同条第 ^{※2} 項に規定する税務署長が当初認定した日	平成 年 月 日

当該事業の完成予定	1 着工予定年月日	平成 年 月 日
	2 完成予定年月日	平成 年 月 日
	3 租税特別措置法施行令第20条の2第 ^{※1} 項に規定する開発許可等を受けることができる見込まれる日(認定を受けようとする日)	平成 年 月 日

※1及び※2の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	㊞	電話番号	
-------	---	------	--

この欄には 記入しないで ください。→	税務署 受付印	通信日付印の年月日	確認印	名 簿 番 号	番号確認
		年 月 日			

(資6-64-A4統一)
R29.6

改 正 後

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改 正 前

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項

〔※2〕

	譲渡した年月日
	平成21年1月2日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

改正後

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長
年 月 日提出

届出者

住所
(旧住所)

氏名
(旧姓)

〒

電 ()

話 ()

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の

全部

一部

 が同条第2項第※ 号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士

税務署

電話番号

この欄には
書かないで
ください。

税務署
印

名簿番号

(資6-71-1-A4統一)

K29.11

改正前

優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

税務署受付印

税務署長
年 月 日提出

届出者

住所
(旧住所)

氏名
(旧姓)

〒

電 ()

話 ()

私が、平成 年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡として 税務署に確定申告書を提出していますが、その土地等の

全部

一部

 が同条第2項第※ 号に掲げる優良住宅地等のための譲渡に該当することになったので、別紙書類を添えて届け出します。

記

1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

譲渡した土地等			左のうち優良住宅地等のための譲渡に該当することとなったものの面積
所在地	種類	面積	
		m ²	m ²

2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士

税務署

電話番号

この欄には
書かないで
ください。

税務署
印

名簿番号

(資6-71-1-A4統一)

K29.6

改 正 後	改 正 前																																																						
優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 1 使用目的 この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。 ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表 <table><thead><tr><th rowspan="2">適用条文の内容</th><th colspan="2">譲渡した年月日</th></tr><tr><th>平成21年 1 月 2 日 ～ 平成21年 3 月 31 日</th><th>平成21年 4 月 1 日以後</th></tr></thead><tbody><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第12号</td><td>第12号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)</td><td>第13号</td><td>—</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第14号</td><td>第13号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第15号</td><td>第14号</td></tr><tr><td>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第16号</td><td>第15号</td></tr><tr><td>住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第17号</td><td>第16号</td></tr></tbody></table> 2 記載要領等 (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。 (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。	適用条文の内容	譲渡した年月日		平成21年 1 月 2 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日以後	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号	一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号	住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号	優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書 1 使用目的 この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。 ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表 <table><thead><tr><th rowspan="2">適用条文の内容</th><th colspan="3">譲渡した年月日</th></tr><tr><th>平成19年 1 月 2 日 ～ 平成19年 9 月 27 日</th><th>平成19年 9 月 28 日 ～ 平成21年 3 月 31 日</th><th>平成21年 4 月 1 日以後</th></tr></thead><tbody><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第11号</td><td>第12号</td><td>第12号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)</td><td>第12号</td><td>第13号</td><td>—</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第13号</td><td>第14号</td><td>第13号</td></tr><tr><td>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</td><td>第14号</td><td>第15号</td><td>第14号</td></tr><tr><td>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>第15号</td><td>第16号</td><td>第15号</td></tr><tr><td>住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</td><td>—</td><td>第17号</td><td>第16号</td></tr></tbody></table> 2 記載要領等 (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。 (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。	適用条文の内容	譲渡した年月日			平成19年 1 月 2 日 ～ 平成19年 9 月 27 日	平成19年 9 月 28 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日以後	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第12号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第12号	第13号	—	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	第14号	第13号	一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第15号	第14号	一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	第16号	第15号	住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	第17号	第16号
適用条文の内容		譲渡した年月日																																																					
	平成21年 1 月 2 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日以後																																																					
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号	第12号																																																					
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第13号	—																																																					
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第13号																																																					
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第15号	第14号																																																					
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第16号	第15号																																																					
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第17号	第16号																																																					
適用条文の内容	譲渡した年月日																																																						
	平成19年 1 月 2 日 ～ 平成19年 9 月 27 日	平成19年 9 月 28 日 ～ 平成21年 3 月 31 日	平成21年 4 月 1 日以後																																																				
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第11号	第12号	第12号																																																				
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の認定及び開発許可を受けた者に対する譲渡)	第12号	第13号	—																																																				
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第13号	第14号	第13号																																																				
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号	第15号	第14号																																																				
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号	第16号	第15号																																																				
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	—	第17号	第16号																																																				

改正後

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書(平成____年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

$$\left(\begin{array}{c} \text{③の金額と⑦の金額} \\ \text{のいずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{③の金額} \end{array} \right)} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} \end{array} \right)} \right\} \right)$$

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成28年分以降適用)

H29.11

改正前

整理番号

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書(平成____年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所 (又は 事業所 事務所 居所など)	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】)からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 (「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
損益通算の特例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) (①と②の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	③	
本年分の純損失の金額 (上記③(※1)、申告書B第一表⑨及び申告書第三表⑳・㉑の金額の合計額又は申告書第四表㉒の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	④	
本年分が青色 申告の場合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑤
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑥
居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (④から⑤又は⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑦	
翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額 (③の金額と⑦の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地等の面積が500㎡を超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)	⑧	

$$\left(\begin{array}{c} \text{③の金額と⑦の金額} \\ \text{のいずれか少ない方} \\ \text{の金額} \end{array} \right) \times \left(1 - \left\{ \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等に係る} \\ \text{特定損失の金額} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{③の金額} \end{array} \right)} \times \frac{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} - 500 \text{㎡} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{土地等の面積} \\ \text{㎡} \end{array} \right)} \right\} \right)$$

※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)

※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。

※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、③の金額の合計額とします。

(平成28年分以降適用)

H28.11

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後	改正前
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成10年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照)。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 買換資産の範囲 特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。 (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの 3 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。か、税務署にお尋ねください。	居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成10年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のものを除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地等の面積が500㎡を超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500㎡を超える部分に相当する金額を除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)参照)。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。) (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年(その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年)を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。) 2 買換資産の範囲 特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあるものをいいます。 (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの 3 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添付する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。か、税務署にお尋ねください。

改正後

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。
なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 〔「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。〕	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 〔「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。〕	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑤及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊺の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)
※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。
(平成28年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

整理番号

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる
金額の計算書（平成____年分）【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所 （又は 事業所 事務所 居所など）	フリガナ 氏 名
-----------------------------------	-------------

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。
詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。
なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。)

特例の計算の基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 〔「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。〕	①	円
分離課税の対象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 (①の金額以外に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との通算後の金額を書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない場合は、①の金額を書いてください。)	②	
譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲渡価額を控除した残額 〔「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除した金額が赤字の場合は0と書いてください。〕	③	
損益通算の特例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額) (①から③の金額のいずれか少ない金額を書いてください。)	④	
本年分の純損失の金額 (上記④(※1)、申告書B第一表⑤及び申告書第三表㊸・㊹の金額の合計額又は申告書第四表㊺の金額を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	⑤	
本年分が青色申告の場合 不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	⑥	
本年分が白色申告の場合 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	⑦	
特定居住用財産の譲渡損失の繰越基準額 (⑤から⑥又は⑦を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	⑧	
翌年以後に繰り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額 (④の金額と⑧の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	⑨	

※1「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(上記④の金額より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)
※2「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
※3「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の㉔、㉕の金額の合計額とします。
(平成28年分以降用)

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

		様式	31
改 正 後		改 正 前	
特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 （注）1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照）。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。） (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。） (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。） 2 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】のタックスアンサーをご覧ください。また、税務署にお尋ねください。		特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ 個人が、平成16年1月1日から平成29年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡（その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。）をした場合（その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等（契約において償還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。）を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。）において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。）については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。 また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分（合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。）の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。 （注）1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです（「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）参照）。 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。 1 譲渡資産の範囲 特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。 (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの（居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。） (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの（その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。） (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等 (4) (1)の家屋が災害により滅失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等（その災害があった日から同日以後3年（その家屋が東日本大震災により滅失等した一定の場合は7年）を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。） 2 特例の適用を受けるための手続等 損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」や「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」（裏面の計算書）など一定の書類を添付する必要があります。 繰越控除の特例の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書（損失申告用）を提出する必要があります。 この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページのタックスアンサー【www.nta.go.jp/taxanswer】をご覧ください。また、税務署にお尋ねください。	

改正後

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

(印) 幸印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用届出書 及び変更申告書 の提出年月日を記載してください。

税務署受付印

届出者	住所 (国内の居所) ()
	フリガナ
	氏名
	個人番号
職業	連絡先電話番号 ()

税務署長
年 月 日提出

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容とおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時ににおいて、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年 月 日 (年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうち(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうち(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士 ⑨ 電話番号

税理 務理 者欄	通達日付印の年月日	捺印	番号欄	身元確認	確認事項
	年 月 日			☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号				

(資6-95-A 4 統一)
H28.11

改正前

恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

(印) 幸印の欄については、該当する部分の番号を○で囲んでください。「1」に該当する方は、特例適用届出書 及び変更申告書 の提出年月日を記載してください。

税務署受付印

届出者	住所 (国内の居所) ()
	フリガナ
	氏名
	個人番号
職業	連絡先電話番号 ()

税務署長
年 月 日提出

特例適用投資組合契約等について租税特別措置法施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容とおり届出します。

記

1 特例適用投資組合契約等の内容

投資組合の名称	
投資組合の所在地	
特例適用投資組合契約等の要件(※)	1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時ににおいて、特例適用投資組合契約につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年 月 日 (年 月 日) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及び第2号に掲げる要件を満たしています。

2 内国法人の発行済株式等の総数等のうち(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合

	内国法人の発行済株式等の総数等のうち(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合		
	年月日～年月日	年月日～年月日	年月日～年月日
(1) 内国法人の特殊関係株主等 (2)に掲げる者を除く。)	%	%	%
(2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注)	%	%	%

【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。

3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細

譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄			
譲渡した内国法人の株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)
租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数 (又は出資の金額)	株 (円)	株 (円)	株 (円)

4 その他参考となる事項

関与税理士 ⑨ 電話番号

税理 務理 者欄	通達日付印の年月日	捺印	番号欄	身元確認	確認事項
	年 月 日			☐ 済 ☐ 未済	個人番号カード / 通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号				

(資6-95-A 4 統一)
H28.6

改 正 後	改 正 前
外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 1 使用目的 この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。 この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。 【注】 投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年以内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。 2 記載要領 (1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。 (2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。 (3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。 「 年 月 日～ 年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。 【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。 (4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。 「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。 (5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。 【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。	恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 1 使用目的 この届出書は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、「恒久的施設を有しない外国組合員の課税所得の特例」（租税特別措置法施行令第26条の31第1項）の適用を受けようとする場合に使用するものです。 この特例は、国内に恒久的施設を有しない非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有する場合）その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていきますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。 【注】 投資組合契約（同令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。以下同じです。）につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書（契約の内容の変更があった場合には変更前後のもの）の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。 2 記載要領 (1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等（租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。）によって成立する投資組合（租税特別措置法第41条の21第2項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。）の名称を記載してください。 (2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約（同令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。）によって成立する投資組合の事務所等所在地（租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。）又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。 (3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第291条第1項第3号ロの内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資（これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。）の数又は金額の占める割合（譲渡年（譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。）以前3年においてその割合の変更があった場合には、その変更前及び変更後の割合）を記載してください。 「 年 月 日～ 年 月 日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。 【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。 (4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数（又は出資の金額）」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。 「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数（又は出資の金額）」欄には、その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。 (5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及び電話番号を記載してください。 【注】 この届出書の控えを保管する場合には、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

改正後

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者		住所		氏名		フリガナ		電話番号		()		
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地		宅地・その他 ()		数量	()		㎡			
		建物等		事務所・工場・その他 ()			()		㎡			
		工業所有権等		特許権・実用新案権・その他 ()			件					
	所在地等											
	取得年月日		年 月 日		取得価額		()		円			
贈与年月日		平成 年 月 日		贈与の時に おける価額		()		円				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類		借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ()										
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合		% (計算根拠等)										
贈与後の利用状況												
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称											
	本店又は主たる事務所の所在地											
	資本金又は出資金の額		円									
	常時使用する従業員の数		人									
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役 ・ その他 ()									
	資産を贈与した時	取締役 ・ その他 ()										
債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則											
	計画に定められている 債務免除等の金額		円									
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等											
保証債務の一部履行に関する事項	主たる債務者		贈与を受けた法人 ・ その他 ()									
	債権者	氏名又は名称										
		住所又は所在地										
	保証債務の内容		債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額							
			年 月 日		円							
	保証債務の一部 履行に関する事項		保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額		円					
			平成 年 月 日	円	円							
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高		円										

関与 税理士名	(電話)	税務署 整理欄	資産課税部門				名簿番号			

(資6-96-A4統一)
(平成26年4月1日以後贈与用)

H29.11

改正前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

納税者		住所		氏名		フリガナ		電話番号		()		
債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項	資産の種類	土地		宅地・その他 ()		数量	()		㎡			
		建物等		事務所・工場・その他 ()			()		㎡			
		工業所有権等		特許権・実用新案権・その他 ()			件					
	所在地等											
	取得年月日		年 月 日		取得価額		()		円			
贈与年月日		平成 年 月 日		贈与の時に おける価額		()		円				
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた権利の種類		借地権・賃借権・使用貸借権・その他 ()										
贈与を受けた法人の事業の用に 供されていた部分の割合		% (計算根拠等)										
贈与後の利用状況												
贈与を受けた法人に関する事項	法人の名称											
	本店又は主たる事務所の所在地											
	資本金又は出資金の額		円									
	常時使用する従業員の数		人									
	法人における 贈与者の役職等	保証債務の履行時	取締役 ・ その他 ()									
	資産を贈与した時	取締役 ・ その他 ()										
債務処理計画に関する事項	計画策定の基とした準則											
	計画に定められている 債務免除等の金額		円									
	計画に定められている 債務免除等を行う金融機関等											
保証債務の一部履行に関する事項	主たる債務者		贈与を受けた法人 ・ その他 ()									
	債権者	氏名又は住所										
		住所又は所在地										
	保証債務の内容		債務を保証した年月日	保証債務の種類	保証した債務の金額							
			年 月 日		円							
	保証債務の一部 履行に関する事項		保証債務の一部を履行した年月日	保証債務の一部を履行した金額	求償権の額		円					
			平成 年 月 日	円	円							
資産の贈与及び保証債務の一部履行後における保証債務の(見込み)残高		円										

関与 税理士名	(電話)	税務署 整理欄	資産課税部門				名簿番号			

(資6-96-A4統一)
(平成26年4月1日以後贈与用)

H27.11

改正後

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（ ）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)	+	贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積	×	$\frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$
---------------------------------------	---	--	---	--

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、 て専ら供されている部分の面積	+	贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積	×	$\frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記の算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$
--	---	---	---	--

ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$
--

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限りま

改正前

債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する明細書

1 使用目的

この明細書は、租税特別措置法第40条の3の2第1項に規定する債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けようとする場合（震災特例法第12条の3の規定により適用を受ける場合を含みます。）に、確定申告書の添付書類として使用するものです。

なお、贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、その部分についてはこの特例の対象となりませんので、この明細書のほかに「譲渡所得の内訳書」（贈与した資産が下記2(1)イ又はロの場合は【土地・建物用】、ハの場合は【総合譲渡用】）を作成し、申告する必要があります。

2 記載要領等

(1) 「債務処理計画に基づき贈与した資産に関する事項」欄

贈与した資産のうちに贈与を受けた法人の事業の用以外の用に供されている部分がある場合、「数量」、「取得価額」及び「贈与の時における価額」については、当該法人の事業の用に供されている部分に相当する数量等を記載し、（ ）内にはそれぞれ贈与した資産の総面積、総額等を記載してください。

なお、当該法人の事業の用に供されている部分については、次の算式により計算した面積に相当する部分又は割合に基づいて計算し、併せて「贈与を受けた法人の事業の用に供されていた部分の割合」に記載してください。

イ 贈与した資産が建物及びその附属設備又は構築物（以下「建物等」という。）の場合

贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に専ら供されている部分の床面積(A)	+	贈与した建物等のうち当該法人の事業の用に供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の床面積	×	$\frac{A}{A + \text{その他の部分に専ら供されている部分の床面積}}$
---------------------------------------	---	--	---	--

ロ 贈与した資産が建物等の敷地の用に供されている土地の場合

贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地とし、 て専ら供されている部分の面積	+	贈与した土地のうち当該法人の事業の用に供されている建物等の敷地として供されている部分とその他の部分とに併用されている部分の面積	×	$\frac{\text{当該建物等の床面積のうち上記の算式により計算した当該法人の事業の用に供されている部分の床面積}}{\text{当該建物等の床面積}}$
--	---	---	---	--

ハ 工業所有権その他の資産（有価証券、土地及び建物等を除き、以下「工業所有権等」という。）の場合

$\frac{\text{贈与した個人が当該法人から収入すべき当該工業所有権等の使用料の額}}{\text{贈与した個人が収入すべき当該工業所有権等の使用料の総額}}$
--

(2) 「贈与を受けた法人に関する事項」欄

「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等（役員を除きます。）の総数によって判定します。この場合、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を常時使用する従業員の数に含めてください。

(3) 「債務処理計画に関する事項」欄

イ 「計画策定の基とした準則」には、私的整理に関するガイドライン、株式会社整理回収機構が定める準則、中小企業再生支援全国本部及び協議会が定める準則（（注）中小企業再生支援全国本部が再生支援を行う場合はこの特例の対象にはなりません。）、特定認証紛争解決手続、株式会社地域経済活性化支援機構が定める実務運用標準及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が定める準則が該当します。

ロ 「債務免除等」とは、債務の免除又は債権のその債務者に対する現物出資による移転（当該債務者においてその債務の消滅に係る利益の額が生じることが見込まれる場合に限りま

改正後

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 年分】

整理番号

住 所			フリガナ氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話)	()

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間				
区 分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
☐ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☐ 有	☐ 国外転出の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	☐ 無	☐ 国外転出の予定日 （国外転出の予定日から起算して3月以内の日）	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
☐ 贈与、相続又は遺贈の 場合（所法60条の3）	☐ 有	☐ 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	☐ 無	☐ 相続開始の日	平成 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）		
区 分	氏 名	住所（又は居所）
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等				
所得区分		① 収入金額 （基金等投資に係る利益又は損失の額）	② 取得費	差引金額（①－②）
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得（その他）			
	総合課税	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

（注） 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等				
所得区分		① 収入金額 （基金等投資に係る利益又は損失の額）	② 取得費	差引金額（①－②）
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得（その他）			
	総合課税	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

（注） 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【平成 年分】

整理番号

住 所			フリガナ氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	関与税理士名 (電 話)	()

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間				
区 分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
☐ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☐ 有	☐ 国外転出の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	☐ 無	☐ 国外転出の予定日 （国外転出の予定日から起算して3月以内の日）	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)	
☐ 贈与、相続又は遺贈の 場合（所法60条の3）	☐ 有	☐ 贈与の日	平成 年 月 日	・平成 年 月 日 ～平成 年 月 日
	☐ 無	☐ 相続開始の日	平成 年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）		
区 分	氏 名	住所（又は居所）
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等				
所得区分		① 収入金額 （基金等投資に係る利益又は損失の額）	② 取得費	差引金額（①－②）
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得（その他）			
	総合課税	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

（注） 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。
なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等				
所得区分		① 収入金額 （基金等投資に係る利益又は損失の額）	② 取得費	差引金額（①－②）
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得（その他）			
	総合課税	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

（注） 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

改正前

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）

[illegible]

(注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄」の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

《1億円の判定》

① 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額（「5のA」+「6のB」+「7のC」）

※ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅

改正前

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。））

[illegible]

(注1) 所得税第60条の2第9号において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)がある場合の④の金額は、その適用前のもので計算します。

(注2) 課税方法(総合・分離)及び所得区分ごとに「金額等(収入金額)欄の金額(所得税第60条の2第9号において準用する同条第8項の規定の適用があるもの)に「減額」を○で囲んだもの」は、その適用後の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「④」に記載します。なお、所得税法第60条の2第6項の規定により譲渡は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)は、記載しません。

改正前

【国外転出時課税（所法 60 条の 2）用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）

種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等	氏名	取得費	取得等年月日
					円	円	. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
							. .
計					㊦		

(注) 租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

改正後

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

					氏名（贈与者）			
					氏名（受贈者）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特例
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに 移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・		
						・ ・		
						・ ・		
計				㉔				

- （注 1） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。
- （注 2） ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の㉔の金額は、その適用前の金額により計算します。
- （注 3） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- （注 4） ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1 億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5の㉔」+「6の㉕」）	㉕	※ ㉔≧1 億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5 年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

				氏名（贈与者）				
				氏名（受贈者）				
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特典
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	
② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに 移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
						・ ・	総合 （事・費・譲（長・短）） 分類（一般・上場・非上場）	移転等の日 （ ・ ・ ・ ） 減額・取消
③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・		
						・ ・		
						・ ・		
計				㊦				

- （注 1） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。
- （注 2） ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の㉔の金額は、その適用前の金額により計算します。
- （注 3） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において適用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- （注 4） ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1 億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5の㉔」+「6の㉕」）	㉕	※ ㉔≧1 億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5 年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---	---

改正前

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

[illegible]

改正後

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

					氏名（被相続人）			
					氏名（相続人等）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特則
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	移転等の日 (・ ・) 減額・取消
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	移転等の日 (・ ・) 減額・取消
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	移転等の日 (・ ・) 減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・		
						・ ・		
						・ ・		
計				A				

(注 1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注 2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合のAの金額は、その適用前の金額により計算します。

(注 3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注 4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注 5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1 億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」＋「6のB」）	⑥	※ ⑥≧1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等」により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	---

※ 所得税法第 151 条の 5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第 151 条の 6 第 1 項第 号 （所令第 273 条の 2 第 号）	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	---	-----------	-------

改正前

【国外転出（相続）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）

					氏名（被相続人）			
					氏名（相続人等）			
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の特則
① 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
				円	円	・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	
② 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、非居住者である相続人等が確定申告期限までに移転等したもの（下記③を除く。）								
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	移転等の日 (・ ・) 減額・取消
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	移転等の日 (・ ・) 減額・取消
						・ ・	総合 (事・控・損(戻・配)) 分離(一般・上場・金融)	移転等の日 (・ ・) 減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
						・ ・		
						・ ・		
						・ ・		
計				A				

(注 1) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用相続等資産となります。

(注 2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合のAの金額は、その適用前の金額により計算します。

(注 3) 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。

(注 4) ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

(注 5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

《1 億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」＋「6のB」）	⑥	※ ⑥≧1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等」により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
---	---	---

※ 所得税法第 151 条の 5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第 151 条の 6 第 1 項第 号 （所令第 273 条の 2 第 号）	遺産分割等の年月日	年 月 日
----------	---	-----------	-------

改正後

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日（又は国外転出の予定日）」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出（所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。）の日、贈与の日又は相続開始の日（以下、これらを「国外転出等の日」といいます。）を記載します。なお、納税管理人の届出（国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。）をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間その他一定の期間は含みません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）、同条第2項に規定する未決済信用取引等（以下「未決済信用取引等」といいます。）又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引（以下「未決済デリバティブ取引」といいます。）（以下、これらを「対象資産」といいます。）の移転を受けた受贈者又は相続人等（相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。）の別に応じてチェック（相続人又は受遺者の別は○で囲みます。）するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）を記載してください。

（注）住所（又は居所）は、外国の住所（又は居所）を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の①に記載した対象資産に係る下記⑵チに従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記⑵チに従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用後の金額（「価額等（収入金額）」欄においてかつこ書により記載した金額）の合計額を記載します。

改正前

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書
(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》又は第60条の3第1項から第3項まで《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用がある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日（又は国外転出の予定日）」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出（所得税法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。）の日、贈与の日又は相続開始の日（以下、これらを「国外転出等の日」といいます。）を記載します。なお、納税管理人の届出（国税通則法第117条第2項の規定による納税管理人の届出をいいます。）をしないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格（外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等）で在留していた期間その他一定の期間は含みません。

(2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等（以下「有価証券等」といいます。）、同条第2項に規定する未決済信用取引等（以下「未決済信用取引等」といいます。）又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引（以下「未決済デリバティブ取引」といいます。）（以下、これらを「対象資産」といいます。）の移転を受けた受贈者又は相続人等（相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。）の別に応じてチェック（相続人又は受遺者の別は○で囲みます。）するとともに、受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）を記載してください。

（注）住所（又は居所）は、外国の住所（又は居所）を記載してください。

(3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の①に記載した対象資産に係る下記⑵チに従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

(4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したもの（「7」を除く。）」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」の②に記載した対象資産に係る下記⑵チに従い記載した課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じた「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの）については、その適用後の金額（「価額等（収入金額）」欄においてかつこ書により記載した金額）の合計額を記載します。

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

（例）「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

ロ 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

（例）「○○建設」、「個人向け国債（固定5年）第○○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

ニ 「所在」欄

改正後	改正前
⑤ 「5 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」は、「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。 イ 「価額」欄 この欄には、対象資産の種類を記載します。 （例） 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など ロ 「銘柄等」欄 この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。 （例） 「〇〇建設」、「個人向け国債（固定5年）第〇回」、「〇〇ファンド」、「東証TOPIX」など ハ 「数量」欄 この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。 ニ 「所在」欄 この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。 ホ 「価額等（収入金額）」欄 この欄には、国外輸出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外輸出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外輸出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。 ヘ 「取得費」欄 この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。 ト 「取得等年月日」欄 この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。 チ 「所得区分」欄 この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。 ⑥ 「6 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。 イ 「価額等（収入金額）」欄 所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。 例えば、国外輸出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外輸出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、<u>所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は</u>、「5 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。 ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄 この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。	この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に開設された口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金融商品取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してください。 ホ 「価額等（収入金額）」欄 この欄には、国外輸出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額又は国外輸出の時ににおいて未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当する金額（以下「価額等」といいます。）を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定により、国外輸出の予定日から起算して3月前の日（同日後に取得又は契約の締結をした場合はその取得又は契約の締結の時）の価額等による場合は、その価額等を記載します。 ヘ 「取得費」欄 この欄には、対象資産に係る購入の代価（購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委託手数料等はありませんので、記載しません。 ト 「取得等年月日」欄 この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。 チ 「所得区分」欄 この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法（総合・分離）及び所得区分について、該当するものを○で囲みます。 ⑥ 「6 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記⑤に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。 イ 「価額等（収入金額）」欄 所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）については、その適用前の金額を記載するとともに、その適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。 例えば、国外輸出の時にA社株式（一般株式等に該当）1,000株（@1,000円）を所有しており、そのうち国外輸出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株（@900円）で譲渡し、<u>所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用がある場合は</u>、「5 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「6」及び「7」以外のもの）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：600株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：600,000円、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）」と記載等し、「6 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（確定申告期限までに移転等したものの（「7」を除く。）」には、「種類：株式、銘柄等：A社、数量：400株、所在：〇〇、価額等（収入金額）：下段400,000円、上段（360,000円）、取得費：〇〇円、取得等年月日：〇・〇・〇、所得区分：分離（一般）、移転等の日及び減額又は取消の有無：移転等の日〇・〇・〇、減額」と記載等します。 ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄 この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。 なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項第2号の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。 ⑦ 「7 国外輸出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記⑤に準じて記載します。 なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。 ⑧ 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦に準じて記載します。 なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。 ⑨ 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記⑤から⑦に準じて記載します。 なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。 また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

改正後

なお、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（譲渡による所得が非課税のもの）」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記(5)に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載しません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記(5)から(7)に準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）」は、上記(5)から(7)に準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等（収入金額）及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等（収入金額）」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である相続人等に移転したもの）」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

改正前

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「※ 所得税法第151条の5（遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例）の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【平成 年分】

整理番号

住 所		フリガナ氏 名	
電話番号 (連絡先)		関与税理士名 (電 話)	()
職業			

適用資産等について(国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算)			
所得金額	総合課税	事業(営業等)	①
		雑	②
		総合譲渡・一時	③
		申告書B第一表②から④ 対応分 計	④
		総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤
	分離課税	申告書第三表⑥から⑧ 対応分 計	⑥
		一般株式等の譲渡	⑦
		上場株式等の譲渡	⑧
		上場株式等の配当等	⑨
		先物取引	⑩
		申告書B第三表⑪⑫ 対応分 計	⑪
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表㉔)		⑫	
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬	, 000
	⑥ 対応分	⑭	, 000
	⑦⑧ 対応分	⑮	, 000
	⑨ 対応分	⑯	, 000
	⑩ 対応分	⑰	, 000
	⑪ 対応分	⑱	, 000
税金の計算	⑬ 対応分	⑲	
	⑭ 対応分	⑳	
	⑮ 対応分	㉑	
	⑯ 対応分	㉒	
	⑰ 対応分	㉓	
	⑱ 対応分	㉔	

⑬から⑱までの合計 ㉕	
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬から⑭ 対応分 計)	㉖
差引所得税額 (㉕-㉖)	㉗
災害減免額	㉘
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉗-㉘)	㉙
復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛
外国税額控除	㉜

納税猶予税額の計算			
(申告書B第一表②-④)の金額	A		
(⑤-⑮)の金額	B		
納税猶予分の所得税額等 (A-B) (※)	C		00
申告書B第一表⑯欄の金額	D		00
納税猶予税額	①<②…③の金額	E	00
	④≥⑤…⑥の金額		

※ ㉙の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
①-⑤	F	00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合			
遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)		
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日		
確定申告における納税猶予税額	G		00
増加する納税猶予税額 (㉙-G)	H		00

(注) ㉙の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【平成 年分】

整理番号

住 所		フリガナ氏 名	
電話番号 (連絡先)		関与税理士名 (電 話)	()
職業			

適用資産等について(国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算)			
所得金額	総合課税	事業(営業等)	①
		雑	②
		総合譲渡・一時	③
		申告書B第一表②から④ 対応分 計	④
		総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	⑤
	分離課税	申告書B第三表⑥から⑧ 対応分 計	⑥
		一般株式等の譲渡	⑦
		上場株式等の譲渡	⑧
		上場株式等の配当等	⑨
		先物取引	⑩
		申告書B第三表⑪⑫ 対応分 計	⑪
所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬)		⑫	
課税される 所得金額	⑤ 対応分	⑬	, 000
	⑥ 対応分	⑭	, 000
	⑦⑧ 対応分	⑮	, 000
	⑨ 対応分	⑯	, 000
	⑩ 対応分	⑰	, 000
	⑪ 対応分	⑱	, 000
税金の 計算	⑬ 対応分	⑲	
	⑭ 対応分	⑳	
	⑮ 対応分	㉑	
	⑯ 対応分	㉒	
	⑰ 対応分	㉓	
	⑱ 対応分	㉔	

⑬から⑱までの合計 ㉕	
所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表⑬から⑭ 対応分 計)	㉖
差引所得税額 (㉕-㉖)	㉗
災害減免額	㉘
再差引所得税額 (基準所得税額) (㉗-㉘)	㉙
復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛
外国税額控除	㉜

納税猶予税額の計算			
(申告書B第一表②-④)の金額	A		
(⑤-⑮)の金額	B		
納税猶予分の所得税額等 (A-B) (※)	C		00
申告書B第一表⑯欄の金額	D		00
納税猶予税額	①<②…③の金額	E	00
	④≥⑤…⑥の金額		

※ ㉙の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
①-⑤	F	00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合			
遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)		
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日		
確定申告における納税猶予税額	G		00
増加する納税猶予税額 (㉙-G)	H		00

(注) ㉙の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

〔平成二十八年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕 ○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

- (注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。
- (注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令第273条の2第1号）
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令第273条の2第2号）

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

2 記載要領等

(1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等^(注1)」について国外転出時課税制度^(注2)の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

- (注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。
- (注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

(2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法（第904条の2（寄与分）を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転があったものとして所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条（認知の訴え）又は第892条から第894条まで（推定相続人の廃除等）の規定による認知、相続人の廃除又はその取消しに関する裁判の確定、同法第884条（相続回復請求権）に規定する相続の回復、同法第919条第2項（相続の承認及び放棄の撤回及び取消し）の規定による相続の放棄の取消しその他の事由により相続人に異動を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令第273条の2第1号）
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 （所令第273条の2第2号）

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

____税務署長

平成____年____月____日提出

納税者(代表者)

住所又は居所
フリガナ氏名
納税地

住所
フリガナ氏名

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、同条第____項^{※2}の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____

2 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
（遺産分割等の事由が生じた年月日：平成____年____月____日）

3 帰国予定日
平成____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし

4 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
・ 第1項の適用を受けている場合の受贈者
住所又は居所_____ 氏名_____
・ 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
住所又は居所_____ 氏名_____
5 その他参考となる事項

関与税理士

☎ 電話番号

この欄には
書かないで
ください。

税務署 受付印	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

(資6-102-A4統一) H29.11

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

税務署受付印

____税務署長

平成____年____月____日提出

納税者(代表者)

住所又は居所
フリガナ氏名
納税地

住所
フリガナ氏名

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、同条第____項^{※2}の規定により、納税の猶予に係る期限の延長（5年延長）を受けたいので、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成____年分____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____

2 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
（遺産分割等の事由が生じた年月日：平成____年____月____日）

3 帰国予定日
平成____年____月____日 帰国予定 ・ 帰国予定なし

4 所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）
・ 第1項の適用を受けている場合の受贈者
住所又は居所_____ 氏名_____
・ 第2項の適用を受けている場合の被相続人（遺贈者）
住所又は居所_____ 氏名_____
5 その他参考となる事項

関与税理士

☎ 電話番号

この欄には
書かないで
ください。

税務署 受付印	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名簿番号)
	年 月 日			

(資6-102-A4統一) H28.11

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日^{（※）}の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日^{（※）}の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1 及び※ 2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予の期限延長届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年を経過する日^{（※）}の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、その納税の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日^{（※）}の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から 5 年を経過する日（同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日）までに提出する必要があります。ただし、同法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、当該提出期限までに提出する必要があります。

（注） 5 年（又は 10 年）を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

2 記載要領等

(1) 「納税者（代表者）」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

(2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

(3) 「納税管理人」欄

納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

(4) 「適用条文（※ 1 及び※ 2）」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 2 第 1 項	同条第 2 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 1 項	同条第 3 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の 3 第 2 項	同条第 3 項

(5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。なお、所得税法第 151 条の 5 第 1 項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から 5 年を経過する日後である方については、（ ）内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

また、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

(6) 「帰国予定年月日」欄

非居住者である 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

(7) 「所得税法第 137 条の 3 第 1 項又は第 2 項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人（遺贈者）」欄

所得税法第 137 条の 3 第 1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者（もらった方）の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第 2 項の適用を受けている場合は、相続（又は遺贈）に係る被相続人（又は遺贈者）の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

税務署長

平成____年____月____日提出

納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In _____)
	フリガナ 氏 名	_____ ㊞
納税管理 人	納 税 地	〒 _____ (In _____)
	住 所	〒 _____ (In _____)
	フリガナ 氏 名	_____ ㊞

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____

2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所

住所_____

4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

平成____年^{※2}12月31日現在 _____円

5 平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等

付表「適用資産等の明細」のとおり

6 その他参考となる事項

関与税理士

㊞

電話番号

この欄には
書かないで
ください

税務署 受付印	通信日付印の年月日	確認印	整 理 番 号	(名 簿 番 号)
	年 月 日			

(資 6 - 103 - 1 - A 4 統一) H29.11

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

税務署受付印

税務署長

平成____年____月____日提出

納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 _____ (In _____)
	フリガナ 氏 名	_____ ㊞
納税管理 人	納 税 地	〒 _____ (In _____)
	住 所	〒 _____ (In _____)
	フリガナ 氏 名	_____ ㊞

所得税法第137条の____第____項^{※1}の適用を受けていますが、平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第____項^{※3}の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項

平成____年分 _____税務署 平成____年____月____日提出 氏名_____

2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成____年____月____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所

住所_____

4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

平成____年^{※2}12月31日現在 _____円

5 平成____年^{※2}12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等

付表「適用資産等の明細」のとおり

6 その他参考となる事項

関与税理士

㊞

電話番号

この欄には
書かないで
ください

税務署 受付印	通信日付印の年月日	確認印	整 理 番 号	(名 簿 番 号)
	年 月 日			

(資 6 - 103 - 1 - A 4 統一) H28.11

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含みます。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等^(注)につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。
(注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含みます。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄
所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄
当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
国外転出等の日を記載します。
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄
所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。
- (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄
2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。
- (8) 付表「適用資産等の明細」
この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。
なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方（猶予承継相続人を含む。）が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等^(注)につき、引き続き納税の猶予を受けたい場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年 12 月 31 日の属する年の翌年 3 月 15 日までに提出する必要があります。
(注) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項に規定する適用資産、同法第 137 条の 3 第 1 項に規定する適用贈与資産又は同条第 2 項に規定する適用相続等資産をいいます。

2 記載要領等（付表「適用資産等の明細」を含む。）

- (1) 「納税者（代表者）」欄
所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄
当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	※ 1	※ 2	※ 3
所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 2 第 1 項	提出期限の	第 6 項
贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 1 項	属する年の	第 7 項
相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の 3 第 2 項	前 年	第 7 項

- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
国外転出等の日を記載します。
なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄
所得税法第 137 条の 2 第 1 項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。
- (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄
2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。以下同じです。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額（いわゆる合計額）を記載してください。
- (8) 付表「適用資産等の明細」
この届出書の提出期限の属する年の前年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の場合に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例を受ける場合の対象資産の譲渡又は決済の明細書）《確定申告書付表》」に準じて記載してください。
なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は第 60 条の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体的に記載してください。

改正後

この欄には
記入しないで
ください

通信日付印の年月日	確認印			整理番号	(名簿番号)
平成 年 月 日					

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

税務署長

平成 ____年 ____月 ____日提出

納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏 名	Ⓜ
納税管 理人	納 税 地	〒 - (In - -)
	住 所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏 名	Ⓜ

所得税法第137条の ____第 ____項^{*1}の適用を受けていますが、同条第 ____項^{*2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の ____第 ____項^{*3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成 ____年分 _____税務署 平成 ____年 ____月 ____日提出 氏名 _____
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成 ____年 ____月 ____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 3 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 平成 ____年 ____月 ____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
- 4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 平成 ____年 ____月 ____日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
				・ ・		円	円

- 5 その他参考となる事項

関与税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

(資 6 - 104 - 1 - A 4 統一) H29.11

改正前

この欄には
記入しないで
ください

通信日付印の年月日	確認印			整理番号	(名簿番号)
平成 年 月 日					

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

税務署受付印

税務署長

平成 ____年 ____月 ____日提出

納税者 (代表者)	住 所 又は居所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏 名	Ⓜ
納税管 理人	納 税 地	〒 - (In - -)
	住 所	〒 - (In - -)
	フリガナ 氏 名	Ⓜ

所得税法第137条の ____第 ____項^{*1}の適用を受けていますが、同条第 ____項^{*2}に掲げる事由が生じたので、所得税法施行令第266条の ____第 ____項^{*3}の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の（準）確定申告書に関する事項
平成 ____年分 _____税務署 平成 ____年 ____月 ____日提出 氏名 _____
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日
平成 ____年 ____月 ____日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始
- 3 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 現在の納税猶予期限 平成 ____年 ____月 ____日
(2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
- 4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等
(1) 確定する納税猶予期限 平成 ____年 ____月 ____日
(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 _____円
(3) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額の計算に関する事項
付表1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」のとおり
(4) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細

種 類	銘 柄 等	数 量	所 在	譲渡等年月日	一部確定事由	価 額 等	取 得 費
				・ ・		円	円

- 5 その他参考となる事項

関与税理士	Ⓜ	電話番号	
-------	---	------	--

(資 6 - 104 - 1 - A 4 統一) H29.11

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由^(※1)又は第 137 条の 3 第 6 項の事由^(※2)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

(注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日まででその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

- (1) 「納税者（代表者）」欄
- 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
- 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
- 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄
- 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。
- | 当初適用特例 | ※ 1 | ※ 2 | ※ 3 |
|--|------------------|---------|-------------------|
| 所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 2 第 1 項 | 同条第 5 項 | 第 266 条の 2 第 5 項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 1 項 | 同条第 6 項 | 第 266 条の 3 第 12 項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 2 項 | 同条第 6 項 | 第 266 条の 3 第 12 項 |
- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
- 国外転出等の日を記載します。
- なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
- 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。
- (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
- ① 確定する納税猶予期限 欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、平成 29 年 7 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、平成 29 年 11 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。
- ② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。
- ③ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

1 使用目的

この明細書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相続開始の日（以下「国外転出等の日」といいます。）から 5 年（又は 10 年）を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する満了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日又は同条第 2 項に規定する相続等満了基準日までに、同法第 137 条の 2 第 5 項の事由^(※1)又は第 137 条の 3 第 6 項の事由^(※2)（以下「一部確定事由」といいます。）が生じた場合に、それぞれ所得税法施行令第 266 条の 2 第 5 項又は第 266 条の 3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」も併せて提出してください（付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用した場合は、付表 2 も提出してください。）。

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税（以下「所得税等」といいます。）を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から 4 か月を経過する日までに行う必要があります。

(注 1) 所得税法第 137 条の 2 第 1 項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

(注 2) 所得税法第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与を受けた非居住者の方又は同条第 2 項の納税猶予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡（一定のみなし譲渡を含みます）、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第 137 条の 3 第 2 項の納税猶予の場合は、相続開始の日から 5 年を経過する日まででその相続に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の方が死亡し、適用資産等の一部が相続（限定承認に係るものに限ります。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限ります。）により移転した場合も含まれます。

2 記載要領等

- (1) 「納税者（代表者）」欄
- 所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項（同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。）の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納税者（代表者）」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。
- (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄
- 納税者（代表者）が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。
- (3) 「納税管理人」欄
- 納税者（代表者）が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。
- (4) 「適用条文（※ 1、※ 2 及び※ 3）」欄
- 当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。
- | 当初適用特例 | ※ 1 | ※ 2 | ※ 3 |
|--|------------------|---------|-------------------|
| 所得税法第 60 条の 2 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 2 第 1 項 | 同条第 5 項 | 第 266 条の 2 第 5 項 |
| 贈与により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 1 項 | 同条第 6 項 | 第 266 条の 3 第 12 項 |
| 相続又は遺贈により所得税法第 60 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受けた方 | 第 137 条の 3 第 2 項 | 同条第 6 項 | 第 266 条の 3 第 12 項 |
- (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄
- 国外転出等の日を記載します。
- なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。
- (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
- 2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合（連署により提出しない場合も含みます。）は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額（いわゆる合計額）を記載してください。下記⑦においても同じです。
- (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄
- ① 確定する納税猶予期限 欄は、上記 1 の事由が生じた日から 4 か月を経過する日となります。例えば、平成 28 年 7 月 1 日に適用資産等を譲渡した場合は、平成 28 年 11 月 1 日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。
- ② 確定する所得税及び復興特別所得税の金額 欄は、付表 1「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。
- ③ 一部確定事由が発生した適用資産等の明細 欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。ただし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表 2 のとおり」と記載し、付表 2「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細」を使用してください。

改正後		改正前				
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予付表 (2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)		国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予付表 (2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)				
届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所					○この付表は、届出書等と併せて提出してください。
		(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
	(3) 納税地					
		(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(4) 納税管理人の住所					
		(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
(5) 納税管理人の氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞		
整理欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0	一連番号	
(資6-105-A 4統一) H29.11						

届出書等に記載した代表者以外の納税者	(1) 住所又は居所					○この付表は、届出書等と併せて提出してください。
		(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(2) 氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	
	(3) 納税地					
		(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
	(4) 納税管理人の住所					
		(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	(In - - -)	
(5) 納税管理人の氏名	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞	フリガナ ㊞		
整理欄 (記載しないでください。)	0	0	0	0	一連番号	
(資6-105-A 4統一) H28.11						

改正後

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

- この付表は、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。
- なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。
- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
 - ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
 - ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
 - ・ 所得税基本通達137の2－4（137の3－2により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」
- 2 記載要領等
- (1) 標題部分の空欄（下線部分）
- 上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。
- | 届出書等の種類 | 下線部分 |
|---|----------------|
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書 | の期限延長届出書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書 | の継続適用届出書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書 | 期限の一部確定明細書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書 | を全部取りやめる場合の申出書 |
- (2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで
- それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予_____付表
(2人以上の方が上記届出書等を連署により提出する場合)

1 使用目的

- この付表は、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、次に掲げる届出書等を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、これらの届出書等の付表として使用するものです。
- なお、この付表は次の届出書等と併せて提出してください。
- ・ 所得税法第137条の2第2項又は第137条の3第3項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書」
 - ・ 所得税法第137条の2第6項又は第137条の3第7項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書」
 - ・ 所得税法施行令第266条の2第5項又は第266条の3第12項の規定による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書」
 - ・ 所得税基本通達137の2－4（137の3－1により準用する場合を含みます。）による「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書」
- 2 記載要領等
- (1) 標題部分の空欄（下線部分）
- 上記1の届出書等の種類に応じて、それぞれ次のとおり記載します。
- | 届出書等の種類 | 下線部分 |
|---|----------------|
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書 | の期限延長届出書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書 | の継続適用届出書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書 | 期限の一部確定明細書 |
| 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書 | を全部取りやめる場合の申出書 |
- (2) 「(1) 住所又は居所」欄から「(5) 納税管理人の氏名」欄まで
- それぞれの届出書等の記載要領等に準じて記載してください。

改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表
(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

○ この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください

○ この付表は、所得税・消費税の納税管理人の届出書と併せて提出してください

改 正 後	改 正 前
国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表 (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合) 1 使用目的 この付表は、所得税法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。 2 記載要領等 「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。 この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。 この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。 なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表 (2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合) 1 使用目的 この付表は、第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、所得税・消費税の納税管理人の届出書の付表として使用するものです。 2 記載要領等 「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。 この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。 この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。 また、「13 納税管理人の住所」欄及び「14 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。 なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改正後

改正前

租税特別措置法第70条の7第30項(第3号・第4号)・第70条の7の2第31項
(第3号・第4号)・第70条の7の4第16項の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

税務署
受付印

確認
*

平成 年 月 日

税務署長

〒

住所(居所)

氏名

電話

第70条の7第30項第3号・第4号
租税特別措置法 第70条の7の2第31項第3号・第4号
第70条の7の4第16項において適用する
同法第70条の7の2第31項第3号・第4号

認定贈与承継会社
認定承継会社
認定相続承継会社

に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に関係書類を添付して届け出ます。

1 災害等により被害を受けた会社に関する事項

① 名称	③ 特例対象の非上場株式等の 取得年月日(※1)	平成 年 月 日 (平成 年 月 日)
② 本店の 所在地	中小企業信用保険法第2条 ④ 第5項の該当事由が発生し た年月日(※2)	☐ 1号該当 ☐ 3号該当 ☐ 2号該当 ☐ 4号該当 平成 年 月 日

(注) 1 会社が「認定相続承継会社」の場合には、③のカッコ内に相続開始の日も併せて記載してください。
2 「中小企業信用保険法第2条第5項第1号の事由が発生した日」、「中小企業信用保険法第2条第5項第2号の事業者が同号
の経済産業大臣の指定した事業活動の制限を実施した日」又は「中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の経済産
業大臣の指定する事由が発生した日」のいずれかの日を記載してください。

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与)特定事業年度における売 上金額	円	B 特例対象贈与(相続開始)の時に おける常時使用従業員の数	人
要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	
a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	a 売上判定事業年度の売上金額	
円	円	円	
b 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a÷A×100)	b 売上割合(a÷A×100)	
%	%	%	
c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	c 雇用判定基準日の常時使用 従業員の数	
人	人	人	
d 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c÷B×100)	d 雇用割合(c÷B×100)	
%	%	%	

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に雇用確保要件を
満たさなくなったときには、次の表を記入してください(旧法適用者を除きます。)

e 売上割合(「b」欄)の合計	g 雇用割合(「d」欄)の合計	
売上割合の平均値 f (e÷各売上判定事業年度の数)	雇用割合の平均値 h (g÷各雇用判定基準日の数)	
%	%	

※ 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合に記入してください。

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与)特定事業年度における売上金額」の売上金額 以上(a≧A)となった事実の有無	[有 ☐ / 無 ☐]
--	--

3 添付書類

次に掲げる書類を提出してください。

☐ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項の規定に基づき都道府県
知事に提出された報告書の写し

関与税理士

電話番号

33-3-A 4 統一

29.12

(新規)

* 欄には記載しないでください。

この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改正後

改正前

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、措置法第70条の7第2項第1号に規定する認定贈与承継会社、同法第70条の7の2第2項第1号に規定する認定承継会社又は同法第70条の7の4第2項第1号に規定する認定相続承継会社が災害等により被害を受けた場合において、**措置法第70条の7第30項(第3号又は第4号に係る部分に限りします。)**・**第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限りします。)**・**第70条の7の4第16項において準用する同法第70条の7の2第31項(第3号又は第4号に係る部分に限りします。)**の規定の適用を受けている方(「災害等により被害を受けた会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた会社の被害の態様」欄の③又は④に該当する場合として当該届出書を提出した方)が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に、その旨並びに認定(贈与・相続)承継会社の売上割合及び雇用割合などを税務署長に届け出るために使用します。

2 届出期限

- (1) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間内にある場合：基準日の翌日から5月を経過する日
(2) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後にある場合：基準日の翌日から3月を経過する日
(注) 「基準日」とは、売上金額に係る事業年度の翌事業年度中にある経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。なお、経営(贈与・相続)報告基準日とは、措置法第70条の7第2項第7号(第70条の7の2第2項第7号、第70条の7の4第2項第6号)に規定する経営(贈与・相続)報告基準日をいいます。

3 書き方等

- (1) A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度(「**贈与**」**特定事業年度**」といいます。)の売上金額に下記③イの売上判定事業年度の月数を乗じて、(贈与)特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。
(2) 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。
(3) a欄～d欄は次のとおり記入します。
イ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に終了する各事業年度(中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第4号までの事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「**売上判定事業年度**」といいます。)の売上金額を記入します。
ロ 「b 売上割合」欄は、「売上判定事業年度の売上金額÷(贈与)特定事業年度の売上金額(上記①により計算された金額)×100」により計算します。
ハ 「d 雇用割合」欄は、「雇用判定基準日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数×100」により計算します。
(注) 「**資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合**」とは、措置法第70条の7第3項第9号(第70条の7の2第3項第9号、第70条の7の4第3項)等の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。
(4) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日である場合で、経営(贈与・相続)承継期間内に、措置法第70条の7第3項第2号(第70条の7の2第3項第2号、第70条の7の4第3項)の雇用が確保されているものとする一定の数を下回ったとき(「**雇用確保要件を満たさなくなったとき**」といいます。)には、e欄～h欄を記入します(平成26年12月31日以前の相続等又は贈与により取得した非上場株式等について、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)による改正前の相続税又は贈与税の納税猶予の特例の適用を受けた経営承継受贈者(経営承継相続人等、経営相続承継受贈者)のうち、同法附則第86条第14項の書類(新法選択届出書)を提出していない方(以下「**旧法適用者**」)といいます。)は記入を要しません。)
イ 「e 売上割合(b欄)の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間内に終了する各売上判定事業年度の2の「b 売上割合」欄を合計した数を記入します。
ロ 「f 売上割合の平均値」欄は、「e 売上割合(b欄)の合計÷売上判定事業年度の数」により計算します(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、措置令第40条の8第53項又は第55項(第40条の8の2第58項又は60項)に規定する割合を記入します。))。
ハ 「g 雇用割合(d欄)の合計」欄は、経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日における2の「d 雇用割合」欄を合計した数を記入します。
ニ 「h 雇用割合の平均値」欄は、「g 雇用割合(d欄)の合計÷経営(贈与・相続)承継期間の末日までに到来する各雇用判定基準日の数(最初の売上判定事業年度終了の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、「経営(贈与・相続)承継期間の末日の常時使用従業員の数÷特例対象贈与(相続開始)の時の常時使用従業員の数」)により計算します。
(注) 旧法適用者について、雇用確保要件を満たさなくなった場合には、各要件緩和期間において「d 雇用割合」が、「売上割合」の区分に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。
(5) 基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に到来する場合には、その基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの間に、2の「a 売上判定事業年度の売上金額」が「A (贈与)特定事業年度における売上金額」以上となった事実の有無について記入してください。
(6) 認定(贈与・相続)承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。
(注) 1 「**特例対象贈与の時**」とは措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時をいい、「**相続開始の時**」とは措置法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始の時をいいます。
2 「**常時使用従業員**」とは、措置法第70条の7第2項第1号イ(第70条の7の2第2項第1号イ、第70条の7の4第2項第1号イ)に規定する常時使用従業員をいいます。
3 「**要件緩和期間**」とは、原則として基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日からその基準日までの期間(その基準日が最初の経営(贈与・相続)報告基準日である場合には、特例対象贈与(相続開始)の日の属する年分の贈与税(相続税)の申告書の提出期限の翌日からその基準日までの期間をいい、経営(贈与・相続)報告基準日が(贈与)特定期間内にある場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日から1年を経過するとの日(以下「**特定基準日**」)といいます。))の直前の**特定基準日**(その1年を経過する日が最初の**特定基準日**である場合には、経営(贈与・相続)承継期間の末日)の翌日から次の**特定基準日**までの期間)をいいます。なお、「**贈与**」**特定期間**」とは、措置法第70条の7第30項第1号(措置令第40条の8第50項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)(同法第70条の7の2第31項第1号(措置令第40条の8の2第55項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。))に規定する(贈与)特定期間をいいます。
4 「**雇用判定基準日**」とは、施行令第40条の8第56項第1号及び第2号(第40条の8の2第61項第1号及び第2号、第40条の8の3第24項)に規定する雇用判定基準日をいいます。
5 「**経営(贈与・相続)承継期間**」とは、措置法第70条の7第30項第1号(第70条の7の2第31項第1号、第70条の7の4第16項)に規定する経営(贈与・相続)承継期間をいいます。

(新規)

改正後	改正前																																	
税務署 受付印 経営困難時における経営委託に関する届出書 平成 年 月 日 〒 税務署長 届出者 住所(居所) (林業経営相続人) 氏名 生年月日 昭和・平成 年 月 日 (電話番号 - -) 租税特別措置法第70条の6の4第6項に規定する経営委託をした下記の特例山林については、同項の規定の適用を受けたいので、同項の規定により届け出ます。 1 被相続人に関する事項 <table><tr><td>住 所</td><td>氏 名</td></tr><tr><td colspan="2">届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日 平成 年 月 日</td></tr></table> 2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項 <table><tr><td>特例山林について経営を行うことが困難となった年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr></table> 特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです（該当する番号を○で囲んでください。）。 (1) 相続税の申告書の提出期限後に、障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けました。 (2) 相続税の申告書の提出期限後に、身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けました。 (3) 相続税の申告書の提出期限後に、要介護区分五の要介護認定を受けました。 (4) 相続税の申告書の提出期限後に、身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されました。 (5) 相続税の申告書の提出期限後に、当該提出期限において身体障害者手帳に記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体障害者手帳に記載されました(4)に該当する場合を除きます。。 (6) 相続税の申告書の提出期限後に、山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けました。 3 経営委託に関する事項 <table><tr><td rowspan="2">経営委託を受けた者 (経営受託者)</td><td>住所（居所）</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td>(届出者との続柄：)</td></tr><tr><td colspan="2">経営委託を行った年月日</td><td>平成 年 月 日</td></tr><tr><td colspan="3">経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等</td></tr><tr><td>土 地</td><td></td><td>(面積)</td></tr><tr><td>立 木 (樹種：)</td><td></td><td>(面積)</td></tr></table> 4 添付書類 （注）下記の書類のほかに、裏面に記載した書類を提出する必要があります。 (1) 届出者が経営受託者との間で締結した経営委託に係る委託契約書の写し (2) 経営受託者が経営委託を受けた日において、届出者の推定相続人であった旨を明らかにする書類（経営受託者の戸籍の謄本又は抄本など） (3) 届出者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項に基づく確認書 (4) 経営受託者が受けた農林水産大臣の確認に係る森林法施行規則第100条第6項の確認書 (5) 市町村長の証明書で、経営受託者が租税特別措置法施行規則第23条の8の4第17項第2号から第5号までに掲げる要件に該当することを証するもの <table><tr><td>関与税理士</td><td>Ⓔ</td><td>電話番号</td><td></td></tr></table> ※ <table><tr><td>通信日付印の年月日</td><td>確認印</td><td>整理簿番号</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td></td><td></td></tr></table> ※欄は記入しないでください。 (資 12③－5－A 4 統一) (平 29.12)	住 所	氏 名	届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日 平成 年 月 日		特例山林について経営を行うことが困難となった年月日	平成 年 月 日	経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所（居所）		氏 名	(届出者との続柄：)	経営委託を行った年月日		平成 年 月 日	経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等			土 地		(面積)	立 木 (樹種：)		(面積)	関与税理士	Ⓔ	電話番号		通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号	年 月 日			(新規)
住 所	氏 名																																	
届出者が被相続人から特例山林を相続等により取得した年月日 平成 年 月 日																																		
特例山林について経営を行うことが困難となった年月日	平成 年 月 日																																	
経営委託を受けた者 (経営受託者)	住所（居所）																																	
	氏 名	(届出者との続柄：)																																
経営委託を行った年月日		平成 年 月 日																																
経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等																																		
土 地		(面積)																																
立 木 (樹種：)		(面積)																																
関与税理士	Ⓔ	電話番号																																
通信日付印の年月日	確認印	整理簿番号																																
年 月 日																																		

改 正 後	改 正 前
(裏) 記 載 方 法 等 1 届出をする必要のある方 この届出書は、山林についての相続税の納税猶予の適用を受けている方^(注1)が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている山林（以下「特例山林」といいます。）の経営を行うことが困難な状態となった場合において、特例山林の全部の経営を一定の者^(注2)に委託（以下「経営委託」といいます。）をしたときに、委託をした特例山林（以下「経営委託山林」といいます。）につき、引き続き相続税の納税猶予の適用を受けようとする旨及び経営委託山林に関する事項を届け出るために使用します。 なお、この届出書は、経営委託をした日から2月以内に提出する必要があります。 (注) 1 租税特別措置法第70条の6の4第2項第4号に規定する林業経営相続人をいいます。 2 林業経営相続人の推定相続人であって、租税特別措置法施行令第40条の7の4第18項に規定する要件を満たす者をいいます。 2 書き方等 「3 経営委託に関する事項」の「経営委託を行った特例山林（経営委託山林）の所在場所等」欄について、書ききれない場合には、別紙に記載してください。 3 添付書類（表面に記載した添付書類のほかに、次の書類を提出する必要があります。） 「2 特例山林について経営を行うことが困難となった事由に関する事項」の「特例山林について経営を行うことが困難となった事由は、次のとおりです。」欄で○で囲んだ番号に応じ、障害、疾病などの事由により特例山林の経営を行うことが困難な状態となったことを証する書類として、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書類を添付してください。 (1) (1)を○で囲んだ人 精神障害者保健福祉手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に障害等級が1級である精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類 (2) (2)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体上の障害の程度が1級又は2級である身体障害者手帳の交付を受けたこと及びその交付を受けた年月日を明らかにする書類 (3) (3)を○で囲んだ人 介護保険の被保険者証の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定において要介護区分5の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類 (4) (4)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更されたこと及びその変更された年月日を明らかにする書類 (5) (5)を○で囲んだ人 身体障害者手帳の写しその他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に当該申告期限において記載されていた身体上の障害の程度とは別の身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに身体者障害手帳に記載されたこと及びその記載された年月日を明らかにする書類 (6) (6)を○で囲んだ人 市町村長の認定を受けていることを証する当該市町村長の書類その他の書類で、相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として市町村長の認定を受けたこと及びその認定を受けた年月日を明らかにする書類	(新規)

改正後

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 2)
(住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書)

平成 29 年分用

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㊸	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㊹		
	住宅資金非課税限度額	㊺		
	平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㊻		
	住宅資金非課税限度額の残額 (㊺－㊻)	㊼		
	㊸のうち非課税の適用を受ける金額	㊽		
	㊹のうち非課税の適用を受ける金額	㊾		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㊽＋㊾)	㊿		
	㊸のうち課税価格に算入される金額 (㊸－㊽)	㋀		
㊹のうち課税価格に算入される金額 (㊹－㊾)	㋁			

(資 15－1－4－3－A 4 統一)

改正前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等
(贈 与 税 - 付 表 2)
(住宅取得等資金の非課税の適用を受けて
いる場合の計算明細書)

平成 28 年分用

	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額
住 宅 取 得 等 資 金 の 非 課 税 分	住宅取得等資金の合計額 1	㊸	円	円
	住宅取得等資金の合計額 2	㊹		
	住宅資金非課税限度額	㊺		
	平成 27 年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	㊻		
	住宅資金非課税限度額の残額 (㊺－㊻)	㊼		
	㊸のうち非課税の適用を受ける金額	㊽		
	㊹のうち非課税の適用を受ける金額	㊾		
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㊽＋㊾)	㊿		
	㊸のうち課税価格に算入される金額 (㊸－㊽)	㋀		
㊹のうち課税価格に算入される金額 (㊹－㊾)	㋁			

(資 15－1－4－3－A 4 統一)

改正後					改正前																																																																																																								
次 葉 申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等 (贈 与 税 - 付 表 3) 〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕 <table><thead><tr><th></th><th>区 分</th><th></th><th>申告(更正・決定)額</th><th>請 求 額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分</td><td>住宅取得等資金の合計額 1</td><td>㉑</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>住宅取得等資金の合計額 2</td><td>㉒</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住宅資金非課税限度額</td><td>㉓</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額</td><td>㉔</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住宅資金非課税限度額の残額 (㉓－㉔)</td><td>㉕</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>㉑のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>㉗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉒のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>㉘</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗＋㉘)</td><td>㉙</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑－㉗)</td><td>㉚</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒－㉘)</td><td>㉛</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (平成 29 年分用) (資 15－1－4－4－A 4 統一)						区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額	(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉑	円	円	住宅取得等資金の合計額 2	㉒			住宅資金非課税限度額	㉓			平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉔			住宅資金非課税限度額の残額 (㉓－㉔)	㉕							㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉗			㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉘			非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗＋㉘)	㉙			㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑－㉗)	㉚			㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒－㉘)	㉛			次 葉 申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等 (贈 与 税 - 付 表 3) 〔 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の計算明細書 〕 <table><thead><tr><th></th><th>区 分</th><th></th><th>申告(更正・決定)額</th><th>請 求 額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10">(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分</td><td>住宅取得等資金の合計額 1</td><td>㉑</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>住宅取得等資金の合計額 2</td><td>㉒</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住宅資金非課税限度額</td><td>㉓</td><td></td><td></td></tr><tr><td>平成 27 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額</td><td>㉔</td><td></td><td></td></tr><tr><td>住宅資金非課税限度額の残額 (㉓－㉔)</td><td>㉕</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>㉑のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>㉗</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉒のうち非課税の適用を受ける金額</td><td>㉘</td><td></td><td></td></tr><tr><td>非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗＋㉘)</td><td>㉙</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑－㉗)</td><td>㉚</td><td></td><td></td></tr><tr><td>㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒－㉘)</td><td>㉛</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (平成 28 年分用) (資 15－1－4－4－A 4 統一)						区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額	(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉑	円	円	住宅取得等資金の合計額 2	㉒			住宅資金非課税限度額	㉓			平成 27 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉔			住宅資金非課税限度額の残額 (㉓－㉔)	㉕							㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉗			㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉘			非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗＋㉘)	㉙			㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑－㉗)	㉚			㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒－㉘)	㉛		
	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額																																																																																																									
(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉑	円	円																																																																																																									
	住宅取得等資金の合計額 2	㉒																																																																																																											
	住宅資金非課税限度額	㉓																																																																																																											
	平成 27 年分又は 28 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉔																																																																																																											
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉓－㉔)	㉕																																																																																																											
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉗																																																																																																											
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉘																																																																																																											
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗＋㉘)	㉙																																																																																																											
	㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑－㉗)	㉚																																																																																																											
㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒－㉘)	㉛																																																																																																												
	区 分		申告(更正・決定)額	請 求 額																																																																																																									
(震災特例法の)住宅取得等資金の非課税分	住宅取得等資金の合計額 1	㉑	円	円																																																																																																									
	住宅取得等資金の合計額 2	㉒																																																																																																											
	住宅資金非課税限度額	㉓																																																																																																											
	平成 27 年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	㉔																																																																																																											
	住宅資金非課税限度額の残額 (㉓－㉔)	㉕																																																																																																											
	㉑のうち非課税の適用を受ける金額	㉗																																																																																																											
	㉒のうち非課税の適用を受ける金額	㉘																																																																																																											
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (㉗＋㉘)	㉙																																																																																																											
	㉑のうち課税価格に算入される金額 (㉑－㉗)	㉚																																																																																																											
㉒のうち課税価格に算入される金額 (㉒－㉘)	㉛																																																																																																												